

誰でもできる 著作権契約マニュアル

平成18年3月

文化庁長官官房著作権課



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

この冊子は、平成17年度文化庁委嘱事業「誰でもできる著作権契約のための調査研究」において作成されたものです。研究委員等は以下の方々です。

座 長

尾崎 史郎 (独)メディア教育開発センター研究開発部 教授

委 員

池村 聡 森・濱田松本法律事務所 弁護士

石井 亮平 日本放送協会 マルチメディア局著作権センター 担当部長

市村 直也 橋元綜合法律事務所 弁護士・弁理士

中西 開 (株)電通 法務室法務3部 部長

大和 淳 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所助教授

事務局

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会

文化庁のホームページで、必要項目を入力すると契約書のひな形が出力される

「著作権契約書作成支援システム」を提供しています。

本マニュアルとあわせてご利用ください。 <http://www.bunka.go.jp/>

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 3 |
| 第1章 総論 | 4 |
| 1. 著作権契約の基礎知識 | 4 |
| (1) 著作物の利用と著作権について | 4 |
| (2) 著作権に関する契約について | 6 |
| (3) 著作者人格権および実演家人格権について | 9 |
| 2. 契約の基礎知識 | 10 |
| (1) 契約とは..... | 10 |
| (2) 契約はどのように締結すればよいのですか？ | 10 |
| (3) その他契約書に盛り込まれることのある事項 | 12 |
| 第2章 著作権契約書の作り方 | 15 |
| 1. 講演、パネルディスカッション、座談会に関する契約書 | 16 |
| (1) 対象..... | 16 |
| (2) 契約の内容..... | 16 |
| (3) 契約書例..... | 20 |
| 2. 演奏会・上演会における出演者と主催者の契約書 | 22 |
| (1) 対象..... | 22 |
| (2) 契約の内容..... | 22 |
| (3) 契約書例..... | 27 |

| | |
|---|----|
| 3 . 原稿執筆、イラストの作成、写真撮影などの依頼の際の契約書 | 30 |
| (1) 対象..... | 30 |
| (2) 契約の内容..... | 30 |
| (3) 契約書例..... | 37 |
| 4 . 既存の原稿、イラスト、写真などの利用の際の契約書 | 39 |
| (1) 対象..... | 39 |
| (2) 契約の内容..... | 39 |
| (3) 契約書例..... | 44 |
| 5 . 主催者が利用するイラストなどの公募の際の募集要項 | 46 |
| (1) 対象..... | 46 |
| (2) 募集要項の内容..... | 46 |
| (3) 募集要項例..... | 50 |
| 6 . 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集の際の募集要項 | 51 |
| (1) 対象..... | 51 |
| (2) 募集要項の内容..... | 51 |
| (3) 募集要項例..... | 55 |

はじめに

インターネットに代表される情報技術の進展等によって、著作物の創作または利用を本来の職業としていないいわば素人が、著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えています。著作物を提供したり利用したりする際には、当事者間で予め著作物の利用条件やその範囲、著作権の帰属を確認するために書面による契約を結ぶことが望まれますが、一般の方々にとっては著作権に関する法律知識や契約実務の知識等があまりないため、個人のみで契約書を作成するのは容易ではないというのが実情だと思います。

本マニュアルは、このような問題意識の下、著作権の分野に必ずしも精通していない一般の方々が、著作権契約を結ぶために必要な知識をできるだけ簡単に習得できるよう作成したものです。

本マニュアルは、すべての利用場面に共通して必要となる内容を総論としてまとめ、また、より具体的な個々の利用場面に即した解説を各論としてまとめています。各論の個々の利用場面については、文化庁のホームページで提供している「著作権契約書作成支援システム」(URL:<http://www.bunka.go.jp>)に収められている契約書のひな形のパターンと一致するよう工夫していますので、これらを併せて利用するとより効率的に契約書を作成できると思われます。

本マニュアルが著作権契約締結のハードルを低くし、書面契約の普及の一助となれば幸いです。

第1章 総論

1 著作権契約の基礎知識

(1) 著作物の利用と著作権について

著作物を作った者が著作者です。

著作物とは、人間の考えや気持ちを創作的に表現したものです。原稿やイラストのような紙などに書かれたものだけでなく、講演会等における講演や即興演奏された音楽なども著作物になります。

著作者とは、「著作物を創作した者」です。講演の場合は講演者、原稿・イラスト・ビデオ等の作成依頼の場合は依頼を受けて作成した者、作品の公募の場合は作品を作り応募した者が著作者となります。

謝金、制作費、賞金等が支払われていても、主催者や依頼者が著作者になるわけではありません（主催者や依頼者を著作者とする旨の契約を結んだとしても、主催者や依頼者が著作者になることはできません。）

著作者は自分の作った著作物を無断で利用されない権利を持っていますので、著作物を利用する場合は、原則として著作者の了解が必要です。

著作者は、自分が作った著作物について、無断で利用されない権利（利用してよいかどうかを決定することができる権利）である著作権（財産権）を持っています。

著作物を次のように利用する場合は、原則として、著作者の了解を得る必要があります（詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。）

- ▶ 著作物をコピー（複製）する [複製権]
- ▶ 著作物を上演または演奏する [上演権・演奏権]
- ▶ 著作物を上映する [上映権]
- ▶ 言語で表現された著作物を朗読（口述等）する [口述権]
- ▶ 美術や写真の著作物を展示する [展示権]
- ▶ 著作物を放送や有線放送したり、ホームページ等へアップロードし送信する [公衆送信権等]
- ▶ 著作物を譲渡または貸与する [譲渡権、貸与権、頒布権]
- ▶ 著作物を翻訳、編曲、変形、翻案して二次的著作物を創作する（例：日本語の小説を英語に翻訳する。小説を映画化する。マンガのキャラクターを立体化し、フィギュア人形にする等）[翻訳権・翻案権等（二次的著作物の創作権）]
- ▶ 二次的著作物を利用する（例：英語に翻訳した小説を出版する、小説を映画化した映画をDVDにコピーする等）[二次的著作物の利用権]

実演家、レコード製作者、放送事業者および有線放送事業者も、自分の行った実演、レコード、放送および有線放送の利用について、著作者に類似した権利（著作隣接権）を持っています。

実演家（実演を行った者）、レコード製作者（音を最初に録音した者）、放送事業者（放送を行った者）および有線放送事業者（有線放送を行った者）も、自分の実演、レコード（音を録音したもの）、放送および有線放送について、無断で利用されない権利（利用してよいかどうかを決定することができる権利）である著作隣接権を持っています。

実演を次のように利用する場合は、原則として、実演家の了解を得る必要があります（詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。）

- ▶ 実演を録音または録画する [録音権・録画権]
- ▶ 実演を放送または有線放送する [放送権・有線放送権]
- ▶ 実演をホームページ等へアップロード（送信可能化）する [送信可能化権]
- ▶ 実演の録音物または録画物を譲渡する [譲渡権]
- ▶ 実演の録音された音楽CD等の市販用レコードを貸与する [貸与権]

レコードを次のように利用する場合は、原則として、レコード製作者の了解を得る必要があります（詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。）

- ▶ レコードをコピー（複製）する [複製権]
- ▶ レコードをホームページ等へアップロード（送信可能化）する [送信可能化権]
- ▶ レコードを譲渡する [譲渡権]
- ▶ レコードが複製された音楽CD等の市販用レコードを貸与する [貸与権]

放送や有線放送を次のように利用する場合は、原則として、放送事業者や有線放送事業者の了解を得る必要があります（詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください）

- ▶ 放送や有線放送を受信して、コピー（複製）する [複製権]
- ▶ 放送や有線放送を受信して、放送または有線放送する [(再)放送権、(再)有線放送権]
- ▶ 放送や有線放送を受信して、ホームページ等へアップロード（送信可能化）する [送信可能化権]
- ▶ 放送や有線放送を受信して、大型スクリーン等に映し出す [テレビジョン放送の伝達権]

著作者や実演家は、自分の著作物や実演に関して、人格権を持っています。

著作者や実演家は、自分の著作物や実演に関して、人格的な利益を守ることのできる権利（著作者人格権または実演家人格権）を持っています。

著作者の持つ著作者人格権は次のとおりです（詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。）

- ▶ 未公表の著作物を無断で公表されない権利 [公表権]
- ▶ 著作物を公表する際に著作者名の表示方法を決定できる権利 [氏名表示権]
- ▶ 著作物の内容・題号を意に反して改変されない権利 [同一性保持権]

実演家の持つ実演家人格権は次のとおりです（詳細を知りたい方は文化庁ホームページの著作権Q & Aをご覧ください。）

- ▶ 実演を公表する際に実演家名の表示方法を決定できる権利 [氏名表示権]
- ▶ 名誉・声望を害するような実演の改変をされない権利 [同一性保持権]

音楽CD等に収録されている音楽のように、コンテンツによってはその利用の際に複数の者の了解が必要になることがあります。

たとえば、1枚の音楽CDに収録された音楽には、歌詞や楽曲等の音楽作品としての「著作物」、歌手や演奏家による「実演」、レコード製作者が収録した音としての「レコード」が同時に複製されており3種類の権利が別々に存在することになります。

そのため、たとえば音楽CDに収録された音楽をコピーする場合は、著作者である作詞家や作曲家、実演家である歌手や演奏家、そして音を録音したレコード製作者のすべての者の了解が必要ということになります。

書籍、絵画、音楽CD等を購入しても著作権や著作隣接権を得たことにはなりません。

「著作権」と「所有権」は別の権利です。書籍、絵画、音楽CD等を購入した場合、それらの所有者にはなりますが、その中に含まれている著作物や実演等の著作権や著作隣接権が譲渡されたことにはなりません（したがって、購入者は、例外に該当する場合を除き、権利者の了解を得ずに、書籍や絵画や音楽をコピーしたり、インターネットで配信したりすることはできません。）著作権や著作隣接権の譲渡は別途契約が必要になります。

著作権は譲渡できますが、著作者人格権は譲渡できません。

財産的な権利である著作権（上記で説明した権利）や著作隣接権（上記で説明した権利）は、譲渡することができます（権利を持っている人を著作権者または著作隣接権者といいます。）

一方、人格的な権利である著作者人格権や実演家人格権は譲渡できないことになっています（著作者人格権や実演家人格権を譲渡する旨の合意をしてもその合意は無効になります。）

コラム 著作権の保護期間について

著作権の保護期間は、原則として、著作者の死後50年までとなっています。そのため、著作者の死後50年を経過した著作物については、自由に利用できることになっています。しかし、著作権の保護期間については、様々な例外がありますから注意が必要です（例えば、第2次世界大戦中に対戦国の国民が著作権を有していた著作物については「戦時加算」という制度があり、保護期間が10年余り長くなることがあります。）また、法人が著作者となる場合や映画の著作物の保護期間にも注意が必要です。なお、保護期間について詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。

コラム 例外的に了解を得ないで著作物等を利用できる場合について

著作権法では、著作物等の私的な使用のためのコピー等、一定の例外的な特別な場合には、権利者の了解を得ずに著作物等を利用できることとされています。しかし、これは例外的なものであり、様々な条件が付されていますので注意が必要です。なお、詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。

(2) 著作権に関する契約について

著作物を利用するための契約は、著作物の利用について了解を得る契約（利用許諾契約）と、著作権の譲渡を受ける契約（著作権譲渡契約）の二つに大別できます。

実演、レコード、放送および有線放送についても同様です。

利用許諾契約**(ア) 利用者は契約に定められた範囲内で著作物を利用できます。**

利用許諾契約の場合、利用者は、契約に定められた利用方法や条件の範囲内で著作物を利用することができますが、その範囲を超えた利用はできません。そのため、利用者はどのような利用を行うのかよく考えた上で契約を結ぶ必要があります。

たとえば、著作物をコピー（複製）してよいとの了解を得ただけでは、ホームページにアップロードすることはできません（ホームページにアップロードすると、アクセスがあれば著作物を自動的に送信することになるため、別途自動公衆送信について著作権者の了解が必要です。）し、音楽の著作物の演奏の了解を得ただけでは、演奏を録音・録画することはできません（録音・録画をするためには別途複製について了解が必要です。）

(イ) 著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り譲渡できません。

著作権者にとって誰が著作物を利用するかは大きな関心事であるため、契約の範囲内で了解を得た著作物を利用することのできる権利（地位）を第三者に譲渡するには、著作権者の承諾が必要とされています。

(ウ) 利用者がさらに第三者に対して著作物の利用を認められるようにするためには、その旨規定する必要があります。

利用許諾契約は、通常、契約当事者に対して著作物の利用を認めるものであり、利用者が第三者の利用についての了解を与えることまで認めるものではありません。そのため、利用者が第三者の利用に了解を与える必要がある場合には、契約書にその旨規定しておくことが必要です。

(エ) 独占的に利用したい場合は、その旨規定する必要があります。

利用許諾契約には、独占的な利用許諾契約と非独占的な利用許諾契約があります。独占の利用許諾契約とは、著作権者が、その利用者以外の者に対しては利用の了解を与えてはいけないという義務を負う契約であり、非独占の利用許諾契約とは、そのような義務を負わない契約です（特に規定されていないときは、原則として、非独占の利用許諾契約となります。）

利用者が、小説のインターネット有料配信を計画しており、同じ小説を他者がインターネット配信しては困るようなケースなどでは、独占的な利用許諾契約を結ぶことがあります。また、独占的な利用許諾契約の場合には、著作

権者自身が利用することを認める場合と認めない場合がありますので、著作権者自身の利用も認めない場合はその旨規定する必要があります。

著作物を文書または図画により独占的に複製させる方法として、「出版権の設定」という特別な制度があります（詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。）

（オ）使用料の支払いについて規定するようにしましょう。

著作物の利用の対価として使用料が支払われるのか、支払われないのかを明記するようにしましょう。

使用料が支払われる場合は、金額（消費税込みか消費税抜きか明確にする必要があります。）支払方法、支払時期等を明記する必要があります。

使用料の支払方法としては様々なものが考えられます。最もシンプルな支払方式は一括払いですが、販売価格等に一定料率（印税率）を掛けたものを基準に、数量等に応じて使用料が支払われるいわゆる印税方式が採られる場合もあります。印税方式の場合は、算定の基礎となる販売価格はいくらにするか、印税率は何%か、部数は製造部数か実売部数か、最低保証金（ミニマム・ギャランティ）を設けるか等についても、決定しておく必要があります。また、支払方法一般の問題として、いつ支払うか（支払期日）お金はどのように支払うか（現金払いにするのか、口座振込にするのか、その場合の振込手数料は誰が負担するのか）税金の取扱いはどのようにするか等につき、取り決めておく必要があるでしょう。

（カ）契約期間は必要に応じて規定しましょう。

一定期間反復して著作物を利用する場合は、双方に誤解が生じることのないよう、契約期間（利用可能期間）を規定するようにしましょう。契約期間を定めてないと契約の終了時期をめぐりトラブルになることもありますので注意しましょう。

契約期間の満了の際に、当事者から異議のない場合には、自動的に契約が更新される旨の条項（自動更新条項）が設けられることもあります。

規定例

第 条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 2 本契約の期間満了 ヶ月前までに、甲乙いずれも相手方に対し、文書をもって本契約終了の意思表示をしないときは、本契約は更に 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（キ）著作者人格権についても必要に応じて規定しましょう。

著作者は著作者人格権を持っていますので、必要に応じて著作者人格権についても規定してください。著作者人格権については、第1章1.（3）の「著作者人格権および実演家人格権について」（9頁）をご覧ください。

（ク）利用の了解を得た者が著作権侵害をした者を訴えることは原則としてできません。

利用の了解を得た者は著作権者ではないため、第三者が著作権者に無断でその著作物を利用した（著作権を侵害した）としても、自らその利用の差し止め等を求めることは原則としてできません。著作権者が差し止め等を求めることとなります。

著作権侵害が発生したときに備えて、双方が協力して対応するような規定を設ける場合もあります。

コラム 他人の著作物の利用について

講演会や演奏会等で他人の著作物を利用することがあります。たとえば講演中に他人の著作物である写真や図表をスクリーンに映したり、他人の楽曲を演奏するような場合です。このような場合は、原則として、その著作物の著作権者の了解も必要です。

なお、著作権法では、引用（第32条第1項）、非営利・無料・無報酬の上演・演奏・上映（第38条第1項）など、一定の例外的な特別な場合には、権利者の了解なしに著作物等を利用できるとされていますが、厳格な条件が付されていますので、条件を満たしているかよく確認する必要があります。了解なしに使える場合について詳細を知りたい方は文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q & Aをご覧ください。

実演、レコード等が利用されている場合も同様です。また、人物の肖像が使われている場合などについては、肖像権についても注意する必要があります。

著作権譲渡契約

(ア) 著作物の創作を依頼し、報酬を支払ったとしても、著作権が譲渡されたことにはなりません。

謝金や報酬等を支払って著作物を創作してもらい、作品の納品を受けたとしても、原則として、著作権まで譲渡されるものではありません。著作権の譲渡を希望するときは契約書に明記する必要があります。

(イ) 著作権が譲渡されると、譲受人は著作物を自由に利用したり、他人の利用を了解することができるようになりますが、譲渡人は著作者であっても譲受人の了解を得られないと著作物を利用できなくなります。

著作権が譲渡されると譲受人が著作者になるため、譲受人が著作物を自分で利用できるだけでなく、他人が著作物を利用することを了解することも可能になりますし、権利侵害が発生した場合には、その利用の差し止め等を求めることもできます。また、著作権を再譲渡することもできます。

逆に、譲渡人は、譲受人（著作者）の了解がなければ、たとえ著作者であっても、その著作物を利用することができなくなりますし、類似した著作物を作成することが制約されることも考えられます。

したがって、著作権の譲渡は慎重にする必要があります。譲渡人が将来一定の利用や類似作品の創作を予定しているのであれば、譲渡に際し、これらの了解を併せて得ておくなどの方法が考えられます。

(ウ) 譲渡する著作権の範囲を明確にする必要があります。

「著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる」（第61条第1項）ため、著作権譲渡契約では、著作権のどの範囲を譲渡するのか明確にする必要があります。

著作権法には「使用权」や「利用権」という名前の権利はありません。契約書においては、著作権法に規定されている権利の名称を使うなどして、譲渡対象を明確にしてください。

(エ) 二次的著作物に関する権利を譲渡する場合は、その旨明記する必要があります。

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物に関する権利（二次的著作物を創作する権利および二次的著作物を利用する権利）が譲渡の目的として特に明記されていないときは、譲渡の対象でないと推定されます（第61条第2項）。

そのため、二次的著作物に関する権利（著作権法第27条および第28条に規定されている権利）も譲渡の対象とする場合には、その旨を契約書に明記しておく必要があります。

すべての著作権を譲渡する場合の規定例

第 条（著作権の譲渡）

甲は乙に対し、本著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡する。

(オ) 著作者人格権は譲渡することができないため、必要に応じて著作者人格権についても規定しましょう。

人格的な利益を守るための著作者人格権は譲渡できないことになっています。そのため、必要に応じて著作者人格権についても規定してください。著作者人格権については、第1章1. (3)の「著作者人格権および実演家人格権について」(9頁)をご覧ください。

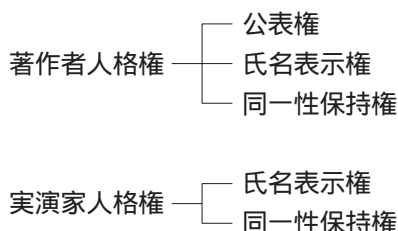
コラム 著作権の登録について

著作権の二重譲渡があった場合（たとえばAさんがBさんにある著作権を譲渡したにもかかわらず、別のCさんにも同じ著作権を譲渡したような場合）文化庁長官の登録を受けている者に権利が認められることになっています（著作権の登録。第77条）。登録方法など詳細については、文化庁ホームページに掲載されている「著作権の登録制度について」または著作権Q & Aをご覧ください。

また、この登録は、両当事者（譲受人および譲渡人）が行うものですが、譲渡人の承諾があれば譲受人単独で登録することもできるため、譲受人が必要に応じて登録できるよう、契約書に登録を承諾する条項を設けておくこともあります。

（3）著作者人格権および実演家人格権について

著作者や実演家は人格的な権利である著作者人格権や実演家人格権を持っていますので、著作物等の利用の方法によっては、著作者人格権等に関して問題が生じることがあります。そのため、必要に応じて、著作者人格権等についても取り決めを結んでください。



（ア）著作物の公表について時期等を特定したい場合はその旨を規定してください。

著作者の公表権は未公表の著作物を公表するかどうかを決定できる権利ですが、著作物の利用を了解した場合は、その利用に伴って公表されることに同意したものと考えられますし、著作権を譲渡した場合は、譲渡された著作権の行使により公衆に公表することに同意したものと推定されることになっています。そのため、公表権については規定しなくても特段の問題は生じない場合が多いと思われませんが、公表日を特定の日以降にしたいような場合は、その旨を契約書に規定しておくことが必要です。なお、公表時期を利用者等に委ねる場合も、そのことを明確にするため、契約書に規定することもあります。

（イ）氏名表示については必要に応じて取り決めてください。

著作者の氏名表示権は、著作物を公表する際に、著作者名を表示するかどうか、表示するとすれば実名にするかペンネーム等の変名にするかを決定できる権利です。既に公表され、一定の著作者名が表示されている場合には、利用の際にその表示どおり表示すればよいことになっています。そのため、既に公表されている著作物で、著作者名の表示方法を変更しない場合は、契約書に記載しなくてもかまいません。しかし、未公表の著作物を利用する場合や著作者名の表示方法を変更する場合は、著作者名の表示方法について著作者と取り決めておく必要があります（実演家の氏名表示についても同様です。）

（ウ）内容等を修正する必要がある場合は著作者からの確認等について取り決めてください。

著作者の同一性保持権は、著作者の意に反して著作物の内容や題名（タイトル）を変更されない権利であり、著作物の内容や題名を変更せず利用するのであれば問題は生じませんが、変更する場合には、著作者の了解が必要になります。そのため、著作物の内容や題名を変更する場合は著作者の了解を得ることを契約書に明記することがあります（このような規定がなくても、変更する場合は著作者の了解が必要になりますが、このことを両者が確認するため、契約書に明記しておくことが望ましいと考えられます。）

シンボルマークの公募等において、主催者側が採用作品を一部修正することが予想される場合は、その旨を募集要項等に記載しておくことがあります。

実演家の同一性保持権は、実演家の名誉・声望を害するような実演の改変を受けない権利です。実演の収録物等について編集する場合、実演家の名誉・声望を害するような編集が行われることは通常ないと思いますが、必要

な範囲で編集することはできるが編集にあたっては名誉・声望を害することがないように配慮する旨、契約書に規定することがあります。

注：著作権は譲渡できますが、著作人格権は譲渡できません。そのため、著作者と著作権者が異なる場合があります。著作者と著作権者が同一者の場合は、利用許諾契約や著作権譲渡契約で著作人格権についても規定することが多いと思いますが、著作者と著作権者が異なる場合は、著作人格権に関しては、別途著作者の了解を得ることになります（実演家人格権についても同様です。）

なお、利用者に自由に使わせる必要がある場合などは、著作人格権を行使しない旨を規定する例も見受けられます。

2 契約の基礎知識

(1) 契約とは

契約とは、法的な拘束力を持った合意のことです。

契約が有効に結ばれると、相手方に対して単に道徳的に「約束を守れ」と言えるだけでなく、裁判を通じて強制的に約束の内容を実現させたり、相手方の約束違反によって被った損害の賠償を請求することができます。

契約の内容等は当事者が自由に決めることができます。

契約の内容等は当事者が自由に決めることができます（契約自由の原則）。つまり、契約を結ぶかどうか、誰と契約を結ぶか、どんな内容の契約を結ぶか、どのような方式で契約を結ぶか等は、原則として当事者が自由に決めることができます。

ただし、一定の場合には、この原則が制限される場合もあります。

- ▶ 法律等によって契約を締結する義務を負わされる場合があります。たとえば、著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ著作物等の利用許諾契約の締結を拒否することができません（著作権等管理事業法第16条）。
- ▶ 公序良俗に違反する内容の契約や、いわゆる「強行規定」に違反する内容の契約は無効になります。たとえば、契約書で実際に著作物を創作した者でない者を「著作者」とすることを規定しても、その規定は無効です。
- ▶ 合意内容が不明確なため内容を確定できなかったり、合意内容を実現することがはじめから不可能な契約は無効になります。たとえば、既に亡くなっているタレントを生出演させるといった内容の契約は、無効になります。
- ▶ 契約の中に法的に無効な条項があっても常に契約全体が無効になるわけではなく、その条項の効力が認められないにとどまるのが原則です。ただし、無効な条項が契約の本質的内容になっている場合には、契約全体が無効になることもあります。

契約は、当事者の合意が成立したときにその効力が発生します。

契約は、当事者の一方からの申込みに対して相手方が承諾したときに成立します。

両当事者が離れた場所において、承諾の意思表示を書面の郵送によって行うような場合には、承諾の書面を発信したときに契約は成立します。

(2) 契約はどのように締結すればよいのですか？

契約書の作成は契約成立の要件ではありません。

契約は、原則として当事者の合意のみで成立しますので、契約書の作成は契約成立の要件ではありません。

しかし、契約書を作成せずに、口頭で契約を結んだ場合には、契約が成立したのかどうか、またどのような内容の契約が成立したのか後で不明確になりやすいといえます。したがって、重要な契約を結ぶ場合には、契約書を作成して契約の成立およびその内容を明確にし、後に紛争が生じないようにするのが望ましいといえます。

一定の場合には、法令によって書面の作成が義務付けられていたり、書面の作成が契約の要件とされる場合があります。

- ▶ コンピュータ・プログラム、映像、図形等のデザイン等の著作物の作成を外部業者に下請けさせた場合には、直ちに下請業者の給付の内容、下請代金の額、支払日等を記載した書面を作成し、下請業者に交付しなければならないことが下請代金支払遅延等防止法で定められています。

契約書は、必ず両当事者が同一の書面に署名押印する形式で作成しなければならないわけではありません。承諾書のように当事者の一方のみが署名押印する形式や、募集要項等のように、当事者の一方のみが作成する形式で契約内容を定める場合もあります。

契約書のタイトルや書式に決まりはありません。

契約書にどのようなタイトルを付けるかは当事者の自由です。「契約書」というタイトルでも、「覚書」、「合意書」、「確認書」等といったタイトルでも、タイトルの名称だけで契約の効力が変わることはありません。

契約書は、タイトル、前文、契約条項（条文）、契約締結日、当事者の署名・押印の順番で作成されることが比較的多いといえますが、これについても決まりはありません。契約条項（条文）は、関係のある事項をまとめて記載したり、必要に応じて見出しをつけたり、複雑な内容は別紙にまとめて、末尾に添付するなどして、適宜わかりやすいように工夫するとよいでしょう。

契約条項（条文）には、お互いに合意した契約の内容を、できるだけ明確に、誤解の生じないように具体的に規定することが求められます。内容を明確にするためには、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうやって）を明示するように心掛けるとよいでしょう（なお、この点は契約類型により異なりますので、後述の契約類型毎の説明を参照してください。）

契約の当事者になれるのは

人は、原則として誰でも契約の当事者になれます。ただし、未成年者が親権者の同意を得ずに契約を締結したような場合には、後で契約を取り消されてしまうことがあります。したがって、このような相手と契約を締結する場合には、あらかじめ相手方が親権者の同意を得ていることを確認しておく必要があります。また、契約は代理人によって締結することもできますが、その場合、その代理人が、本人から契約を結ぶことについて権限を与えられているかどうかを委任状等で確認する必要があります。

会社等の団体を当事者として契約を結ぶ場合には、その団体を代表して契約を締結する権限を有している人が契約締結の意思を示さなければなりません。株式会社の場合、会社を代表して契約を締結できるのは代表取締役です。そのほか、会社の支店長等（支配人）はその支店等の営業に関して、営業部の部長等はその担当する営業に関して、契約を締結する権限を有するものとされています。

押印について

契約書への押印は契約当事者が内容を承諾し、契約を締結したことの証拠にすぎず、契約成立の要件ではありません。

しかし、契約書に押印がないと後々契約が成立したか否かが不明確になり、争いの種になりかねないので、契約書を作成するときには、当事者双方がしっかり署名し、押印をするべきです。

押印は必ずしも実印である必要はありません。しかし、実印は、後で契約が有効に成立したことを証明する強力な証拠になりますので、特に重要な契約を結ぶときは、実印を押印し、併せてその印鑑登録証明書をもっておくことが望ましいといえます。

一般に、契約書が複数枚にわたる場合には、ページがつながっていることがわかるように、各ページにまたがって押印（契印）をします。また、契約書の文言を訂正する場合には、訂正印を押印します。

訂正印

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">契約書</p> <p style="text-align: center;">■▲ 二字削除二字加入</p> <p>甲野太郎（以下「甲」という）と、株式会社乙（以下「乙」という）とは、以下のとおり契約を締結する。</p> <p>第1条（××）……………。</p> <p>第2条（〇〇）……………。</p> <p>第3条（△△）……………。</p> <p>1 ……………。</p> <p>2 ……………。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>第4条 甲は、乙に対し、平成平成18年10月末日までに、……………。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p style="text-align: right;">平成</p> <p style="text-align: right;">(1 ページ目)</p> | <p>第●条（□□）……………。</p> <p>1 ……………。</p> <p>2 ……………。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>第●条（〇×）……………。</p> <p>本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>甲：住所…………… 甲野太郎 ▲</p> <p>乙：住所…………… 株式会社乙 代表者代表取締役 乙野二郎 ■</p> <p style="text-align: center;">契印</p> <p style="text-align: right;">(最終ページ)</p> |
|--|---|

(3) その他契約書に盛り込まれることのある事項

契約違反があった場合の措置

(ア) 損害賠償について

相手方の契約違反により損害を被ったときは、相手方にその損害の賠償を請求することができます。

契約違反が金銭債務の不履行である場合には、損害賠償の額は、原則として法定利率（会社等の商人の場合には6%、それ以外の場合には5%）によって計算されます。

契約違反があった場合に賠償すべき損害の額や率をあらかじめ契約で定めておくことができます（ただし、法律で制限されている場合があります。）。損害の予定額等を契約で定めておくと、相手方に契約違反があったことだけを証明すればその予定額の賠償を請求できるようになり、実際にどのような損害が発生したかについて証明する必要がなくなります。

規定例

第 条（損害賠償の予約）

乙が本契約に定める使用料の支払を遅滞したときは、当該使用料に年 %の割合による損害金を加算して支払う。

(イ) 契約解除について

相手方が、契約で決められた期限までに決められた義務を履行しない場合（契約で定めたことを守らない場合）相当な期間を定めて相手方に履行するよう求め、その期間内に義務が履行されないときは、契約を解除することができます。

契約が解除されると、契約がはじめから無かったこととなります。ただし、継続的な著作物の利用を許諾する契約のような場合には、解除の効力は過去にはさかのぼらず、将来に向かって発生します。

どのようなときにどのような方法で契約を解除できるかを、あらかじめ契約の中に定めることができます。この場合、相手方に契約違反があれば、あらかじめ履行を求めるまでもなく解除できると定めることもできます。

規定例

第 条（解除）

- 1 甲乙は、相手方に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1)本契約を継続し難い重大な背信行為を行った場合
 - (2)支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3)手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4)差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (5)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
- 2 甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、相当の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

裁判管轄について

その契約に関して争いが生じたときに、どこの裁判所で裁判を起すかを当事者の合意で定めることができます。この場合、当事者が裁判所に関する合意をしたことを契約書に明記しておく必要があります。

規定例

第 条（裁判管轄）

本契約により生じた紛争については、 地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

契約書に裁判所についての定めがない場合、法律（民事訴訟法）の規定にしたがって裁判所が決まります。この場合、原則として、相手方の住所地の裁判所に裁判を起すことになります。

契約上の権利義務の譲渡を禁止することができます。

著作権者から了解を得て著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、第三者に譲渡することができません（著作権法第63条第3項）。

その他一般の権利等については、それを譲渡することは法律上原則として自由です（ただし、権利の性質上、譲渡が許されない場合もあります。）

しかし、たとえば金銭の支払いを受ける権利を有している者等が、相手方の知らないうちにその権利を他人に譲渡してしまうことを防ぐため、あらかじめ、契約に基づく権利を他人に譲渡することを禁止する条項を置くことがあります。

規定例

第 条（権利義務譲渡の禁止）

甲乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

秘密保持に関する定め

契約に関して知り得る個人情報や営業情報、ノウハウ等の秘密情報に関し、これを秘密として守るよう義務を負わせることがあります。

規定例**第 条（秘密保持）**

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中および本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

契約内容の変更について

契約内容を後で変更することは、契約を締結する場合と同様に口頭でもできますが、書面に残しておかないと、後で言った言わないの水掛け論になったり、また、変更内容が不明確になってしまう恐れがあります。そこで、契約内容の変更は必ず文書で行わなければならないと定めることがあります。

規定例**第 条（契約の変更）**

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じない。

協議事項について

契約を締結した後に、契約を結ぶ段階では想定していなかったことが起きることがあります。このような場合に備えて、以下のように定めることがあります。

規定例**第 条（協議事項）**

本契約に定めのない事態が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

第2章 著作権契約書の作り方

著作権に関する契約書は、対象となる著作物等の種類やその利用方法などによって記載する内容が異なってきます。そのため、著作権に関する契約書を作成する際の留意点や条項例について、事例に則して説明します。取り上げる事例は、

講演、パネルディスカッション、座談会に関する契約書

演奏会、上演会における出演者と主催者の契約書

原稿執筆、イラストの作成、写真撮影等の依頼の際の契約書

既存の原稿、イラスト、写真などの利用の際の契約書

主催者が利用するイラストなどの公募の際の募集要項

展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集の際の募集要項

です。

いずれも、著作物の創作や実演を職業としていない者とその利用を職業としていない者の契約（一般の人どうしの契約）を想定しています。

ここで説明しているのは、あくまで一つの例でしかありません。実際の契約においては、当事者間で様々な条件が付されると思われそうですが、当事者間でよく話し合い、十分内容を理解した上で契約を交わすようにしてください。

1 講演、パネルディスカッション、座談会に関する契約書

(1) 対象

ここでは、講演、パネルディスカッション、座談会（以下「講演等」といいます。）に関して、主催者と講演等を行う者が交わす契約書式について説明します。また、講演等の実施だけでなく、講演等の別会場への同時中継や、講演等の終了後、講演録等を冊子やホームページへ掲載したり、講演等の録音・録画物を作成し利用したりするなど、講演等を様々な形で利用（二次利用）することについても説明します。

(2) 契約の内容

講演等の特定

日時、場所、テーマ等について取り決めておきましょう。

講演等の依頼を行う場合は、講演等の利用の有無にかかわらず、講演等の日時、場所、テーマ等について取り決めておく必要があります。

基本的な事項の規定例

【講演者名】（以下「甲」という。）と【主催者名】（以下「乙」という。）とは、【講演会名】に関し、以下の通り契約を締結する。

第 条 （参加依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下の講演会において講演することを依頼し、甲はこれを承諾した。

- (1) 日時：
- (2) 場所：
- (3) 講演会の名称：
- (4) テーマ：
- (5) その他特記事項：

講演等の利用

(ア) 講演等の利用については、講演等の依頼時に併せて了解を得るようにしましょう。

紙に書かれたものだけが著作物となるのではなく、講演等の話も著作物となります。会場で話してもらっただけでなく、講演等（講演者等の著作物）を別に利用することが予定されている場合には、講演等の依頼の際に、その利用について説明し、了解を得ることが必要です。

主催者が講演等を録音・録画することがよくありますが、たとえ主催者が記録のために録音・録画するものであっても、講演者等の著作物を複製することになりますから、講演者等の了解が必要になります。

講演等の利用としては、講演等の録音・録画のほか、別会場等への同時中継など講演等と同時の利用と、講演録等の印刷などの講演等の終了後の利用があります。終了後の利用については、利用する段階で別途契約することもできますが、合意が得られず利用できなくなることもあり得るため、講演等の依頼時に契約することが望ましいと考えられます。

パネルディスカッションや座談会のように複数の人が参加しているものを利用する場合は、参加者全員の了解が必要となります。そのため、契約書に記載する利用方法は、統一しておく必要があります。

注：講演などの様子を写真撮影することがあります。講演者等を写真に写すことは著作物を利用しているものではありませんが、肖像権等の問題が生じることがありますから、講演者等の了解を得るようにしてください。

(イ) 講演等と同時に利用（リアルタイムで利用）するかどうか検討してください。

講演等と同時の利用（リアルタイムでの利用）としては、講演等の録音・録画のほか、たとえば次のような利用

が考えられます。どのような利用を行うかよく検討した上で了解を得ることが必要です。

リアルタイムでの利用の例

- 講演等を別会場（副会場）へ中継する
- 講演等をインターネットにより配信する
- 講演等を放送または有線放送する

規定例

第 条（利用の許諾）

- 1 甲は、乙（または乙が指定する者）が次に掲げる方法で前条の講演を利用することを許諾する。
 - (1) 講演中の甲の写真撮影
 - (2) 講演の録音および録画
- 2 甲は、乙（または乙が指定する者）がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。
 - (1) 講演を【副会場名】に中継すること
 - (2) 講演をインターネット（http://www・・・）により無料で配信すること
 - (3) 講演を【放送局名および番組名】で放送すること

【留意点】

主催者（上記規定例の場合は「乙」）が他の者に講演等を利用させる場合（たとえば主催者が別の者に録音・録画させたり、別の放送事業者が放送する場合）は、契約書にその旨明記しておくことが必要です。

同時中継の副会場が多数ある場合は、副会場名を「別添の 箇所」とすることも考えられます。

（ウ）講演等の終了後の利用についてもよく検討してください。

講演等の終了後の利用としては、講演等の内容の文章化（講演録、講演要旨、これらの翻訳物の作成）をしたり、講演等の録音物・録画物を編集・加工し、次のように利用することが考えられます。どのような利用を行うかよく検討した上で了解を得ることが必要です。

講演録、講演要旨、これらの翻訳物を作成し利用する例

- 印刷物に掲載し、配布する
- ホームページに掲載し、配信する

録音物・録画物を編集・加工して利用する例

- コピー（複製）して配布する
- ホームページに掲載し、配信する
- 放送または有線放送する
- 上映する

講演後の利用に関する規定例

第 条（利用の許諾）

- 3 甲は、乙（または乙が指定する者）が次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。
 - (1) 講演録を作成すること
 - (2) 講演録および甲が使用した資料、[これらを英訳したものと並びに] 甲を撮影した写真（以下「講演録等」という。）を「『 』 年 月号」に掲載し、複製、譲渡または貸与すること
 - (3) 講演録等を 年 月 日までの間インターネット（http://www・・・）に掲載し、無料で配信すること
 - (4) 講演要旨を作成すること
 - (5) 講演要旨、[講演要旨を英訳したものの、] 甲を撮影した写真（以下「講演要旨等」という。）を「『 』 年 月号」に掲載し、複製、譲渡または貸与すること
 - (6) 講演要旨録等を 年 月 日までの間インターネット（http://www・・・）に掲載し、無料で配信すること

- (7) 講演の録音物を編集・加工すること
 - (8) 講演の録音物を編集・加工したもの、甲が使用した資料および甲を撮影した写真（以下「録音物等」という。）を複製し、譲渡または貸与すること
 - (9) 録音物等を 年 月 日までの間インターネット（http://www・・・）に掲載し、無料で配信すること
 - (10) 講演の録画物を編集・加工すること
 - (11) 講演の録画物を編集・加工したもの、甲が使用した資料および甲を撮影した写真（以下「録画物等」という。）を複製し、譲渡または貸与すること
 - (12) 録画物等を 年 月 日までの間インターネット（http://www・・・）に掲載し、無料で配信すること
 - (13) 録画物等を で放送すること
 - (14) 録画物を上映するとともに、甲が使用した資料を複製し、視聴者に配布すること
- 4 甲が講演で使用した資料のみを利用する場合（講演録または講演の録音物・録画物を編集・加工したものとおわせて利用しない場合）は、前項の規定にかかわらず、別途甲の許諾を得るものとする。

【留意点】

上記規定例における(1)~(3)は講演録を作成し利用する場合、(4)~(6)は講演要旨を作成し利用する場合、(7)~(9)は講演の録音物を作成し利用する場合、(10)~(14)は講演の録画物を作成し利用する場合の例です。

許諾内容の記載方法は特に定まったものがあるわけではなく、当事者間で合意していればどのように記載してもかまいません。部数、有償・無償の別などが未定の場合は掲載する冊子名のみ記載することもありますし、発行や放送の時期や利用期間などを記載することもあります。利用期間については、個々の利用方法ごとには明記せずに、契約期間として別の条項を設けることもあります（契約期間について別の条項を定める場合については、第1章1.(2)(カ)の「契約期間は必要に応じて規定しましょう。」(7頁)を参照してください。)、ただし、なるべく具体的にわかりやすく記載した方が望ましいことはいうまでもありません。

主催者（上記規定例の場合は「乙」）が別の者に講演等を利用させる場合（たとえば主催者とは別の放送事業者が放送する場合）は、契約書にその旨明記しておくことが必要です。

講演録や講演の録音・録画物の利用にあたって、講演者等が会場で配付した資料やスクリーン等に表示した資料などの講演者等が講演等の際に使用した資料や、講演等の様子を撮影した写真も併せて使用する場合（たとえば、印刷物やホームページに資料や写真も併せて掲載したり、録音・録画物のパッケージ等に写真を使用したりする場合、資料をインターネット上でダウンロードできるようにする場合など）は、契約書にその旨明記し、それについての了解も得るようにしてください。

講演録等を他の言語（たとえば英語）に翻訳して利用する場合は、その旨明記するようにしてください。

著作権法では複製する権利（複製権）とは別に複製物を譲渡する権利や貸与する権利（譲渡権、貸与権）が定められています。そのため、印刷物への掲載や録音・録画物の配布等を行う場合には、「複製し、譲渡または貸与する」というように記載した方が正確といえます。

講演録・講演等の要旨、これらの翻訳物について、掲載する印刷物やホームページが異なる場合は、それぞれ何に掲載するか明らかになるようにしてください。

講演等で使用した資料は、講演等を行う者が講演内容等の理解を増すために用意したものであり、資料のみを単独で利用することは想定されていないこともあります。規定例では、講演録等や講演の録音・録画物と一緒に利用せずに、資料のみを単独で利用する場合は、講演等との契約とは別に、講演者等の許諾を得るようにしています。

著作者人格権

著作者人格権についても明記するようにしましょう。

講演録等への著作者名の表示や、著作者による内容の確認についても記載するようにしましょう。著作者は、著作者人格権として、著作物を公表する場合、著作者名の表示をどのようにするか決めることのできる権利（氏名表示権）や意に反して改変されない権利（同一性保持権）を持っていますので、著作者名の表示や議事録等の作成の際に著作者（講演等を行った者）に確認の機会を与えることを明記しておくことが望ましいと考えられます。

著作者人格権に関する規定例

第 条（著作者人格権）

- 1 第 条の利用を行う場合には、乙（または乙が指定する者）は、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示しなければならない。
- 2 乙（または乙が指定する者）が、講演録および講演要旨の作成、これらの翻訳並びに講演の録音物・録画物の編集・加工を行うときには、あらかじめ甲に対して内容確認の機会を与えなければならない。

【留意点】

上記の規定がない場合であっても、講演等の利用にあたっては、原則として著作者名を表示するとともに、講演等の文章化、要旨の作成、それらの翻訳、録音・録画物の編集・加工を行う際には、著作者の意に反した改変が行われていないか確認してもらう機会を確保することが必要となります。この規定は、このことを両者が確認しておくために設けるものです。

対価

講演等およびその利用の対価は明確にしましょう。

講演等の終了後の利用などに関する追加報酬の有無も明らかにしておきましょう。講演等にあたっては、報酬が支払われる場合が多いと思われそうですが、その報酬が会場で話してもらうことのみでの対価なのか、講演等の利用も含めた対価なのか不明確であれば、トラブルの原因になります。そのため、報酬は何に対する対価なのか明らかにするとともに、報酬とは別に追加報酬が支払われる場合は、何に対する対価としてどのように支払われるか、契約に明記しておく必要があります。

追加報酬がない場合の規定例

第 条（対価）

乙は、甲に対し、講演および第 条に掲げる講演の利用の対価として、 円（消費税込み）を、 年 月 日までに支払う。

追加報酬がある場合の規定例

第 条（対価）

- 1 乙は、甲に対し、講演および第 条に掲げる講演の利用（ を除く ）の対価として、 円（消費税込み）を、 年 月 日までに支払う。
- 2 乙は、甲に対し、 の対価として、 円（消費税込み）を、 を行った日から 日以内に支払う。

【留意点】

複数の利用について追加報酬がある場合は、追加報酬のある利用ごとに規定することを想定しています。

その他

（ア）他人の権利を侵害しないことや他人の著作物を利用する際の取扱いも明らかにしておきましょう。

講演等において、第三者の著作権などの権利が侵害された場合、講演等を行った者だけでなく、主催者側も責任を問われることが考えられます。そのため、講演等を行う者に対し、講演等において、第三者の権利を侵害してはならないことや、第三者が著作権を有している著作物を使用する場合は、事前に主催者に、その使用が第三者の著作権等を侵害するものでないことを説明し、主催者の了解を得ることを定めておくことがあります。

規定例

第 条（保証）

- 1 甲は、講演の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
- 2 甲が、第三者が著作権等を有する著作物等を講演において使用しようとする場合は、事前に乙に対してその内容を明らかにして、その使用が第三者の著作権等を侵害するものでないことについて乙の確認を得なければならない。

【留意点】

講演等で第三者が著作権等を有する著作物等が使われる場合は、講演等の利用にあたり、原則として、第三者の了解が必要になります。そのため、第三者が著作権等を有する著作物等を使用する場合は、事前に主催者とその扱いについて協議しておくことが考えられます。さらに進んで、使用する著作物の利用について第三者から利用の了解を得る責任を負うのは誰か（講演等を行う者か、主催者か）を予め定めておくことも考えられます。

（イ）契約書に記載されていない利用に関して規定することもあります。

契約書に記載されていない利用を行う場合は、改めて講演等を行った者の了解を得る必要があります。このことを確認するため、このような場合は別途協議する旨の条項を設けることがあります。

規定例

第 条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

（ウ）利用の了解を得るのではなく、講演等の著作権を譲渡してもらうことも可能です。

著作権は譲渡できる権利です。そのため、理論上は、講演等の利用について了解を得るのではなく、講演者等から、その講演についての著作権を譲渡してもらうことも可能です。

著作権が譲渡された場合は、講演等を行った者はその講演等についての著作権がなくなるため、類似の講演等が行えなくなる（本講演等の主催者の了解が必要となる）ことも考えられます。そのため、講演等の著作権が譲渡されることはほとんどないと思われませんが、特別な事情等により著作権が譲渡される場合は、後でトラブルが発生しないよう、講演等を行った者と十分協議し、両者が納得した上で契約する必要があります。なお、著作権を譲渡する場合、類似の講演等を行うことについて、併せて（著作権の譲渡を受ける）主催者から許諾を得ておく等の方法も考えられます。

（3）契約書例

契約書

【講演者名】（以下「甲」という。）と【主催者名】（以下「乙」という。）とは、【講演会名】に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条（参加依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下の講演会において講演することを依頼し、甲はこれを承諾した。

- （1）日時：
- （2）場所：
- （3）講演会等の名称：
- （4）テーマ：
- （5）その他：

第2条 (利用の許諾)

- 1 甲は、乙または乙が指定する者が次に掲げる方法で前条の講演を利用することを許諾する。
 - (1) 講演中の甲の写真撮影
 - (2) 講演の録音および録画
- 2 甲は、乙または乙が指定する者がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。
 - (1) 講演を 　　　　　 に中継すること
 - (2) 講演をインターネット (http://www・・・) により無料で配信すること
- 3 甲は乙または乙が指定する者が次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。
 - (1) 講演録および講演要旨を作成すること
 - (2) 講演録、講演要旨、講演で甲が使用した資料およびこれらを英訳したものと並びに甲を撮影した写真(以下「講演録等」という。)を「『 』 年 月号」に掲載し、複製、譲渡または貸与すること
 - (3) 講演録等を 年 月 日までの間インターネット (http://www・・・) に掲載し、無料で配信すること
 - (4) 講演の録画物を編集・加工すること
 - (5) 講演の録画物を編集・加工したもの、甲が使用した資料および甲を撮影した写真(以下「録画物等」という。)を複製し、譲渡または貸与すること
 - (6) 録画物等を 年 月 日までの間インターネット (http://www・・・) に掲載し、無料で配信すること
- 4 甲が講演で使用した資料のみを利用する場合(講演録または講演の録画物を編集・加工したものとあわせて利用しない場合)は、前項の規定にかかわらず、別途甲の許諾を得るものとする。

第3条 (著作者人格権)

- 1 前条の利用を行う場合には、乙または乙が指定する者は、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示しなければならない。
- 2 乙または乙が指定する者が、講演録、講演要旨およびこれらの翻訳、講演の録画物の編集・加工を行うときには、あらかじめ甲に対して内容確認の機会を与えなければならない。

第4条 (対価)

乙は、甲に対し、講演および第2条に掲げる講演の利用等の対価として、 　　　　　 円(消費税込)を、 年 月 日までに支払う。

第5条 (保証)

- 1 甲は、講演の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
- 2 甲が、第三者が著作権等を有する著作物等を講演において使用しようとする場合は、事前に乙に対してその内容を明らかにして、その使用が第三者の著作権等を侵害するものでないことについて乙の確認を得なければならない。

第6条 (その他)

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

平成 　　年 　　月 　　日

| | | | |
|--|---|----|---|
| | 甲 | 住所 | |
| | | 氏名 | 印 |
| | 乙 | 住所 | |
| | | 氏名 | 印 |

2 演奏会・上演会における出演者と主催者の契約書

(1) 対象

ここでは、演奏会やコンサートの催し物（以下「イベント」といいます。）で、音楽、演劇舞踊、オペラ、バレエ等の演奏や上演等（以下「実演」といいます。）に関して、主催者と出演者が交わす契約書式について説明します。

演奏や上演には、次のようなものが含まれます。

音楽（クラシック、ポピュラー、邦楽、洋楽などすべてのジャンルを含みます。）

オペラ、ミュージカル、バレエ

演劇（古典芸能を含みます。）

舞踊（ダンス、日本舞踊など） パントマイム

マジック、大道芸など

なお、個人で行う実演、オーケストラや劇団など集団で行う実演、何人かが集まって行う実演などいずれも対象になります。

なお、前提条件として下記を想定しています。

対象となる演奏会・上演会等は、原則として営利を目的としないものです。

商業ベースのもの、エージェントが仲介するもの、大規模・継続的なイベント等には馴染みません。実際には、主に非営利の団体が、アマチュアの演奏家、劇団等に音楽や演劇の演奏や上演を依頼するケースが対象になると思われます。非営利の団体であっても、コンサートや演劇の上演を行うことを主な目的とした団体が行うコンサート等は対象としていません。また、演奏や上演を行う人・団体がプロの場合も対象としていません。これらの場合は、報酬や利用の条件等についてより細かい規定が必要となる場合が多いと思われるので、実際の契約にあたっては当事者間で十分な協議をした方がよいでしょう。

出演者がその場で「生」で演奏や上演を行うものです。

映画の上映や過去の演奏や上演の様子をビデオに収録したものを上映する場合は対象外です。

(2) 契約の内容

ここでは、市民センターが自主事業として、市内のアマチュアピアニストに、コンサートへの出演を依頼した場合を想定して実際の契約項目を説明していきます。

出演内容

出演者が行う演奏や上演（実演）について、その内容を特定し、出演者と確認します。

具体的には、公演の日時、場所、イベントの名称、出演の内容です。この他、演奏・上演する演目等、既にわかっていたり、当事者で確認しておいた方がよいと思われる事項があれば、契約書に書いておいた方がよいでしょう。

規定例

第 条（出演の依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下のイベントに出演することを依頼し、甲はこれを承諾しました。

(1) 日時：平成 年 月 日 時

(2) 場所： 市民センター大ホール

(3) イベントの名称：

(4) 出演の内容：ピアノの演奏

リアルタイム利用

実演を、会場以外で「リアルタイム」(生中継)で利用することが予定されている場合、その内容を特定し、出演者の了解を得ます。

ここでは、

他会場へ送信して上映する(会場名)

インターネットで送信する(ホームページ名称)

放送・有線放送を行う(放送局名)

を例として挙げています。この他の利用が予定されている場合は、追加記入してください。

規定例

第 条(実演の利用許諾)

- 1 甲は、乙が甲の実演をイベントの記録として保存するために録音・録画等収録することを許諾します。但し、乙はその録音録画物を、複製を伴わずに乙の内部において鑑賞する場合、及び本契約で別に定める場合を除き、甲の許諾を得ずに利用することはできません。
- 2 甲は、乙が、甲の実演の様子を写真に撮影することを許諾します。
- 3 甲は、乙が甲の演奏を、演奏と同時にリアルタイムで次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。
 - (1) 市役所正面ホールで上映等すること
 - (2) インターネット(市ホームページ)を通じて配信すること
 - (3) ケーブルテレビジョンを通じて放送・有線放送すること

第三者の著作物等の利用等

他人の作った著作物(音楽、戯曲等)の演奏や上演を行う場合には、原則として、その著作物の著作者(著作権者)の了解が必要となります(コラム「他人の作った著作物(音楽、戯曲等)の演奏や上演を行う場合」(24頁)を参照してください。)そのため、実演する著作物について、主催者と出演者のどちらが、著作権者の了解を得て著作権料を支払うかを取り決めます。

ともすれば忘れがちですが、大変重要な規定です。

規定例

第 条(実演する作品の著作権処理)

甲の実演において第三者が著作権を有する著作物を利用する場合は、乙が乙の責任でその利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な権利処理を行います。そのために、甲は、実演するすべての作品について正確な作品名、作家等著作権者の名称、その他必要な情報を事前に乙に提供しなければなりません。

【留意点】

主催者が著作権者から了解を得ることとした場合、出演者から、演目の中で利用されたものの著作権者について正確に把握する必要があります。事前に、必ず出演者から上演または演奏の内容を聞いて、どこに連絡をして了解を得ればよいか、使用料はいくらになるか等を確認しなければなりません。

脚本等でオリジナル作品を上演する場合でも、その中に音楽、小説や詩の一説、写真など他人の著作物が使われていると、その著作物の利用の了解を得る必要のある場合がありますので、十分注意しなければなりません。

会場での演奏・上演の他、リアルタイムでの利用が予定されている場合や録音・録画して後日利用することを予定している場合は、その了解も得る必要があります。

「アンコール」など、プログラムに記載されない演奏についても同様に著作権者の了解が必要です。

ここでは主催者が了解を得る場合の例を挙げましたが、出演者が行う場合として、次の文例を挙げておきます。ただし、出演者が了解を得るとした場合、万一でも了解の受け漏れ等のミスがあったときには、主催者の責任も免れないこととなりますので、十分注意してください。

規定例（出演者が著作権者の了解を得る場合）

第 条（実演する作品の著作権処理）

第 条の実演を行うにあたって、実演する作品または作品に含まれる著作物等について著作権者等の許諾が必要な場合には、著作権者等の許諾を得ること、および対価を支払うこと等、必要な契約はすべて甲の責任で行います。

コラム 他人の作った著作物（音楽、戯曲等）の演奏や上演を行う場合

著作者（著作権者）の了解が必要となります。演奏や上演を収録して後日別途利用する場合も、同様に著作者（著作権者）の了解が必要となります。いわゆる「自作自演」の演奏や上演の場合は、演奏や上演する人自身が著作者ですから、一般にそのような了解は不要です。しかしこの場合でも、自作演劇の背景音楽や舞台装置に他人の作品を使っていれば、その了解が必要となります。

コラム 営利を目的としない上演等

公演が営利を目的としない場合、次の条件をすべて満たしていれば、著作権者の了解は不要となります（著作権法第38条第1項）。

営利を目的としない

聴衆、観衆から料金を受けない

上演、演奏等について実演家に報酬を支払わない

したがって、たとえ入場料無料のイベントでも、企業の宣伝目的のイベントや出演者に報酬が支払われるイベントは、著作権者の了解が必要となります。また、演奏等をリアルタイムでインターネット送信や放送を行う場合、それに関する了解が必要です。

報酬

これまでのところで規定された、演奏とリアルタイムでの利用に対する出演者の報酬を取り決めます。

取り決めにあたっては、消費税が含まれた金額かどうか、また所得税が源泉徴収されて支払われるのかどうかを確認しておくことより明確となります。

規定例

第 条（報酬の支払い）

乙は、甲に対し、第 条に定める出演の報酬および第 条に定める実演の利用許諾の対価として金 円（消費税込み）を平成 年 月 日までに支払います。

写真の撮影・利用

実演の様子を写真撮影して後日利用することが予定されている場合、その内容を特定して、了解を得ます。

また、それぞれについて追加報酬の有無を取り決めます。ここでは、次の事例を想定しています。なお、この条項は著作権の問題というよりは、肖像権に関する取り決めです。

印刷物等に掲載する（印刷等の名称）

インターネットで公開する（ホームページの名称）

この契約書に写真の利用方法を明記しなかった場合、利用に際しては改めて出演者の了解を得る必要があります。

規定例

第 条（写真の撮影等）

乙は、イベントで実演する甲を撮影した写真を、次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。

- (1) 印刷物への掲載（報酬は第 条の報酬に含まれます）
- (2) インターネット上のホームページへの掲載（報酬は第 条の報酬に含まれます）
 - ホームページの名称： 市ホームページ
 - 掲載期間：平成 年 月 日まで

録音／録画とその利用

実演を録音・録画して後日利用することが予定されている場合、その内容を特定して、了解を得ます。

また、それぞれの利用について追加報酬の有無を取り決めます。ここでは、次のような利用について取り決めていきます。

インターネットで公開する（ホームページの名称、公開期間）

複製物（カセット、CD、ビデオ、DVD等）を配付する（配付先は関係者か一般か、有償か無償か、配付部数等）

放送・有線放送を行う（放送局名、放送日）

この条文では、「一般への頒布・販売」については追加報酬を支払う例、その他の場合は追加報酬を支払わない例（実演の報酬に含まれる例）としています。

ここに掲げた例以外の利用が予定されている場合、それもなるべく具体的に契約書に書いておくべきです。

また、利用にあたっての留意点も双方で確認して契約書に書いておくと、より明確になります。

規定例（録音・録画）

第 条

1 甲は、乙が乙の記録のために収録した録音・録画物を次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。

- (1) インターネット上のホームページへの実演の録音または録画のアップロード（報酬は第 条の報酬に含まれます）
 - ホームページの名称： 市ホームページ
 - 掲載期間：平成 年 月 日まで
- (2) 甲および乙の関係者へ有償または無償での配布（報酬は第 条の報酬に含まれます）
- (3) 一般への配布・販売（報酬は別途支払います）
- (4) 放送・有線放送（報酬は第 条の報酬に含まれます）
 - 放送・有線放送局名： ケーブルテレビジョン

2 乙は、前項の利用にあっては必要な範囲で編集して利用することができます。但し編集にあっては、甲の名誉・声望を傷つけないように配慮します。また、乙は、甲の実演の利用に際し、公正な慣行にしたがって甲の氏名を表示します。

3 本条第1項の利用を行うにあたって、著作権者等権利者の許諾が必要な場合は、乙が乙の責任で権利処理を行うこととします。

4 甲または乙がこれら以外の利用をしようとする場合は、甲と乙とで協議して、利用の可否、態様、報酬の額等を決めることとします。

【留意点】

録音・録画物の利用について了解を得るのは原則として主催者です。ただし、ホームページでの公開や放送は主催者以外が行うことも考えられるため、どこのホームページで公開するのか、どこの放送局で放送するのかを明記して利用の了解を得る必要があります（第1項）。

また、ここに記載した以外の利用で主催者以外の方が利用する場合は、出演者に説明をし、契約書に利用主体を書き加えておくことが望ましいでしょう。

このページ下の「コラム」で説明しているように、「実演家」には実演家人格権があります。氏名表示ができない、あるいは利用にあたって編集・改変・削除等が予想される場合、あらかじめそのこと了解を得ておくトラブル防止に役立ちます。ただし、いくら編集や改変の了解を得たからといって、出演者の名誉・声望を傷つけるような利用はできません（第2項）。

他人の著作物が実演される場合、その収録物のそれぞれの利用についても著作権者の了解が必要です。（第3項）
 なお、主催者以外が利用する場合、実際に誰が了解を得て使用料を支払うのか、主催者は実際に利用する人ときちんと取り決める必要があります。もし了解の受け漏れミス等があった場合、主催者の責任は免れません。
 主催者以外の人が利用する場合の例文を挙げておきます。

規定例（主催者以外の人利用する場合）

- 3 本条第1項の利用を行うにあたって、著作権者等権利者の了解が必要な場合は、乙が乙の責任で権利処理を行うこととします。但し、乙が第三者に当該利用をさせる場合、乙は乙の責任で当該第三者に著作権者等権利者の了解を得させることができます。

この契約書に明記しなかった利用方法で利用する場合、利用に際しては改めて出演者の了解を得る必要があります（第4項）。

報酬について、「追加報酬あり」を選択した場合、実際の利用にあたってはあらかじめ出演者と報酬の額を協議して取り決める必要があります。もちろん、事前に取り決めておくことは問題ありません。その場合、報酬の額を契約書に書き込むか、または別紙にして文書で確認しておくといよいでしょう。

注：上記は「著作権契約書作成支援システム」の出力イメージに即した説明になっていますが、実際に契約書の条項を作成する場合は、適宜修正してください。たとえば、上記の説明では、実演のリアルタイムでの利用と録音・録画物の利用とを分けて規定していますが、両方の利用を行う場合はまとめて規定する方がシンプルになります。まとめて規定する場合の契約書例を（3）（28ページ）に掲載しています。

コラム 実演家の「ワンチャンス」主義

演奏や上演を著作権法上は「実演」といい、演奏や上演をする人を「実演家」といいます。
 著作権法上、実演家の了解を得て映画の著作物（劇場上映用以外の映像作品も含まれます。）に録音・録画された実演について、実演家はその後の利用に関する権利が原則として制限されています。したがって、最初に録音・録画するときの契約が大変重要になってきます。最初の1回の契約でその後の実演の利用までを念頭においた契約条件を決めておく必要があるという意味で、「ワンチャンス主義」といわれることがあります。詳しくは文化庁のホームページに掲載されている「著作権テキスト」をご覧ください。

コラム 演奏・上演者の氏名を省略、編集・改変を行う場合

演奏・上演した人（実演家）には、「実演家人格権」があります。このため、実演を収録したものの利用に際しては、実演家の氏名を表示しなければなりません（氏名表示権）。また、実演家の名誉または声望を害する形での変更、切除等の改変・編集はできません（同一性保持権）。もし、利用にあたって氏名を表示できなかったり、何らかの編集をすることが予想される場合は、あらかじめそのことについて実演家の了解を得ておく等の方法を考える必要があります。

(3) 契約書例

「著作権契約書作成支援システム」の出力例

(リアルタイムでの利用と録音・録画物の利用を分けて規定した契約書例)

契約書

山田花子(以下「甲」といいます。)と センター(以下「乙」といいます。)とは、「ピアノでつづる日本の風景」への甲の出演とその実演の利用に関し、以下のとおり契約を締結します。

第1条(出演の依頼)

乙は、甲に対し、乙が主催する以下のイベントに出演することを依頼し、甲はこれを承諾しました。

- (1) 日時：平成 年 月 日 時 分
- (2) 場所： 市民センター大ホール
- (3) イベントの名称：「ピアノでつづる日本の風景」
- (4) 出演の内容：ピアノの演奏

第2条(実演の利用許諾)

- 1 甲は、乙が甲の実演をイベントの記録として保存するために録音・録画等収録することを許諾します。ただし、乙はその録音録画物を、複製を伴わずに乙の内部において鑑賞する場合、及び本契約で別に定める場合を除き、甲の許諾を得ずに利用することはできません。
- 2 甲は、乙が、甲の実演の様子を写真に撮影することを許諾します。
- 3 甲は、乙が甲の演奏を、演奏と同時にリアルタイムで次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。
 - (1) 市役所正面ホールで上映等すること
 - (2) インターネット(市ホームページ)を通じて配信すること
 - (3) ケーブルテレビジョンを通じて放送・有線放送すること

第3条(報酬の支払い)

乙は、甲に対し、第1条に定める出演の報酬および第2条に定める実演の利用許諾の対価として金 円(消費税込み)を平成 年 月 日までに支払います。

第4条(実演する作品の著作権処理)

甲の実演において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合は、乙が乙の責任でその利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な権利処理を行います。そのために、甲は、実演するすべての作品について正確な作品名、作家等著作権者の名称、その他必要な情報を事前に乙に提供しなければなりません。

第5条(写真の撮影)

乙は、イベントで実演する甲を撮影した写真を、次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。

- (1) 印刷物への掲載(報酬は第3条の報酬に含まます)
- (2) インターネット上のホームページへの掲載(報酬は第3条の報酬に含まます)

ホームページの名称： 市ホームページ

掲載期間：平成 年 月 日まで

第6条(録音・録画)

- 1 甲は、乙が乙の記録のために収録した録音・録画物を次のように利用するか、または第三者に利用させることを許諾します。

- (1) インターネット上のホームページへの実演の録音または録画のアップロード（報酬は第3条の報酬に含まれます）
 ホームページの名称： 市ホームページ
 掲載期間：平成 年 月 日まで
- (2) 甲および乙の関係者へ有償または無償での配布（報酬は第3条の報酬に含まれます）
- (3) 一般への配布・販売（報酬は別途支払います）
- (4) 放送・有線放送（報酬は第3条の報酬に含まれます）
 放送・有線放送局名： ケーブルテレビジョン

- 2 乙は、前項の利用にあつては必要な範囲で編集して利用することができます。ただし編集にあつては、甲の名誉・声望を傷つけないように配慮します。
- 3 本条第1項の利用を行うにあつて、著作権者等権利者の許諾が必要な場合は、乙が乙の責任で権利処理を行うこととします。
- 4 甲または乙がこれら以外の利用をしようとする場合は、甲と乙とで協議して、利用の可否、態様、報酬の額等を決めることとします。

第7条（氏名表示）

乙は、甲の実演の利用に際し、公正な慣行にしたがって甲の氏名を表示しなければなりません。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事態が生じた場合は、甲と乙とで誠意をもって協議の上、解決にあたります。

この契約を締結した証として契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保持します。

平成 年 月 日

| | | |
|---|----|---|
| 甲 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |
| 乙 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

リアルタイムでの利用と録音・録画物の利用をまとめて規定した契約書例

契約書

山田花子（以下「甲」といいます。）と センター（以下「乙」といいます。）とは、「ピアノでつづる日本の風景」への甲の出演とその実演の利用に関し、以下のとおり契約を締結します。

第1条（出演の依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下のイベントに出演することを依頼し、甲はこれを承諾する。

- (1) 日時：平成 年 月 日 時 分
- (2) 場所： 市民センター大ホール
- (3) イベントの名称：「ピアノでつづる日本の風景」
- (4) 出演の内容：ピアノの演奏

第2条（実演の利用許諾）

1 甲は、乙又は乙が指定する者が甲の実演に関して次に掲げることを行うことを許諾する。

- (1) 甲の実演を録音及び録画すること
- (2) 甲の実演の様子を写真に撮影すること

2 甲は、乙又は乙が指定する者が甲の実演をリアルタイムで（演奏と同時に）次に掲げる方法により利用する

ことを許諾する。

- (1) 市役所正面ホールで上映等すること
- (2) インターネット(市ホームページ)を通じて配信すること
- (3) ケーブルテレビジョンを通じて放送・有線放送すること

3 甲は、乙又は乙が指定する者が第1項に基づき録音及び録画したもの(以下「録音・録画物」という)を次に掲げる方法により利用することを許諾する。

- (1) インターネット上のホームページへアップロードすること
ホームページの名称：市ホームページ
掲載期間：平成 年 月 日まで
- (2) 甲及び乙の関係者へ有償または無償で配布すること
- (3) 一般へ配布・販売すること
- (4) 放送・有線放送すること

放送・有線放送局名：ケーブルテレビジョン

4 甲は、乙又は乙が指定する者が第1項に基づき撮影した写真を次に掲げる方法により利用することを許諾する。

- (1) 印刷物へ掲載すること
- (2) インターネット上のホームページへ掲載すること

ホームページの名称：市ホームページ
掲載期間：平成 年 月 日まで

第3条(実演家人格権)

- 1 乙又は乙が指定する者は、前条の実演の利用にあたっては必要な範囲で編集して利用することができる。但し編集にあたっては、甲の名誉・声望を傷つけないように配慮するものとする。
- 2 乙又は乙が指定する者は、甲の実演の利用に際し、公正な慣行にしたがって甲の氏名を表示しなければならない。

第4条(対価)

- 1 乙は、甲に対し、第1条に定める出演の報酬及び第2条に定める実演の利用(第2条第3項(3)の利用を除く)の許諾の対価として金 円(消費税込み)を平成 年 月 日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。
- 2 乙は、甲に対し、第2条第3項(3)に定める実演の許諾の対価として別途協議の上決する額を支払う。

第5条(実演する作品の著作権処理)

甲が第1条の実演において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合は、乙が乙の責任で第1条の実演及び第2条に定める実演の利用についてその利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な権利処理を行う。甲は、乙がかかる対応を適切に行えるよう、実演するすべての作品について正確な作品名、作家等著作権者の名称、その他必要な情報を事前に乙に提供しなければならない。

第6条(その他)

本契約に定めのない利用態様については、事前に甲と乙とで協議して、利用の可否、態様、対価等を決めるものとする。

この契約を締結した証として契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保持します。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 印
乙 住所
氏名 印

3 原稿執筆、イラストの作成、写真撮影などの依頼の際の契約書

(1) 対象

ここでは、以下に示すように、著作物の創作を依頼する場合に作成する契約書について説明します。なお、映像（映画）の創作を依頼する場合の契約書には、他の種類の著作物の創作を依頼する場合の契約書に比べて複雑な内容の定めをおくことが必要となる場合が多いため、ここでは説明を省略します（著作権法における「映画」の取り扱いについて知りたい方は、文化庁ホームページに掲載されている著作権テキストまたは著作権Q&Aをご覧ください。）

原稿の執筆依頼

例) 広報誌等に載せる文章の執筆をフリーライターに依頼するような場合

イラスト制作、写真撮影の依頼

例) パンフレットに載せるイラストの制作をイラストレーターに依頼したり、写真の撮影をカメラマンに依頼するような場合

(2) 契約の内容

他人に著作物の創作を依頼する契約において定められる内容は、大きくA.相手方に依頼する著作物の創作作業の内容を定める部分と、B.創作された著作物の著作権の帰属やその利用方法を定める部分、の二つに分けることができます。

以下、順番に、どのようなことを契約書に盛り込めばよいかを説明します。

A. 相手方に依頼する著作物の創作作業の内容を定める部分

依頼内容の特定

著作物の創作を依頼するなど他人に一定の仕事に依頼する契約では、まず、相手方に依頼する仕事の内容を特定することが何よりも重要です。たとえば、次のような方法で依頼する仕事の内容を特定する方法があります。

原稿執筆の場合には、執筆のテーマや原稿の分量等で特定することが考えられます

規定例

第 条（委託）

乙は、甲に対し、以下の原稿（以下「本著作物」という）の執筆を依頼し、乙はこれを承諾した。

原稿テーマ：「 先生の業績と人柄」

原稿分量：8,000字以上10,000字以内

乙は依頼者、甲は執筆者を指します。

イラスト作成の場合には、イラストのテーマや、イラストのサイズ等で特定することが考えられます

規定例

第 条（委託）

乙は、甲に対し、以下のイラスト（以下「本著作物」という）の制作を依頼し、乙はこれを承諾した。

イラストのテーマ：富士山

イラストの大きさ：A4

写真撮影の場合には、撮影する写真のテーマ・対象、納品する写真のサイズ、カラー・モノクロの別、分量等によって特定することが考えられます。

規定例

第 条（委託）

乙は、甲に対し、以下の写真（以下「本著作物」という）の撮影を依頼し、甲はこれを承諾した。

テーマ：初日の出

形式：モノクロ

納品（いつまでに完成し、どのような方法で納入するか）

この契約は、依頼を受けた者は依頼者に対して仕事の完成（著作物の創作）することを約束し、依頼者は相手方が成果物（著作物）を完成させたことに対して報酬を支払うことを約束する契約です。したがって、成果物をいつまでに完成し、完成した成果物をどのような方法で依頼者に納入するかについて定めておく必要があります。

納品の時期や方法については、次のような方法で定めることができます。

（ア）納期は年月日で明示する方法や、一定の期間を定めて示す方法（たとえば、「契約締結後3ヶ月以内」と規定する場合）が考えられます。

（イ）成果物の納入方法も具体的に定めておいた方がよいでしょう。たとえば、以下のような方法があります。

- （a）原稿執筆の場合：原稿用紙の持参・郵送、データが入ったCD-ROM等の持参・郵送、電子メールでのデータ送信等
- （b）イラスト制作の場合：キャンパスの持参・郵送、データが入ったCD-ROM等の持参・郵送、電子メールでのデータ送信等
- （c）写真撮影の場合：ネガフィルムの持参・郵送、データが入ったCD-ROM等の持参・郵送等

規定例（原稿執筆を依頼するケースの一例）

第 条（納入）

甲は、乙に対し、本著作物を以下の形式により、平成 年 月 日までに、乙に対して納入する。

納入方法：テキストファイル形式で、乙担当者（ @ .co.jp ）に電子メールにて送信する方法

検査条項

「著作物の創作」のように、ある仕事を完成させることを契約の目的とする契約においては、創作者から納入された成果物によって「仕事の完成」があったと評価してよいかどうかについて依頼者側が検査する必要があります（たとえば「富士山」の写真を撮影することを依頼した契約で、「日本海」の写真を撮影しても、仕事を完成したことはありません。）。そこで、この納品検査の方法等について契約で定めておく必要があります。

規定例

第 条（検査）

乙は、前項の納入を受けた後、速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

上記の規定例を、より具体的にするため、次のように定めることもあります。

規定例（詳細に規定する例）

第 条（検査）

- 1 乙は、前項の納入を受けた場合、 日以内に納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しないと認められる場合は、その旨甲に通知するものとする。この場合、甲は、速やかに乙の指示に従った対応をとらなければならない。
- 2 前項の期間中に乙から甲に前項の通知がなされないときは、前項に定める検査に合格したものとする。

納入物の所有権

著作物の創作を依頼する契約においては、著作者から依頼者に納入された原稿やネガフィルム等の成果物の所有権が当然に依頼者に移転することにはなりません。成果物の所有権の帰属について契約で決めておかないと、後日、成果物の所有権を巡って争いが生じる危険があります。原稿やイラスト等の場合、オリジナルの原稿やキャンバスそれ自体が財産的な価値を持つことがあるため、特に注意が必要です。逆に、フロッピーやCD-ROM等により、電子データ形式で納入を受ける場合は、成果物の所有権が問題になることは少ないといえます。

依頼者において成果物の所有権まで取得したい場合や、著作者において成果物の所有権を保有しておく必要がある場合は、特に成果物の所有権の帰属を契約書に明確に定めておく必要があるでしょう。

規定例（利用後、創作者が成果物の返還を受ける場合の一例）

第 条（納入物の返却）

乙は、納入物を、利用が終了し次第速やかに甲に返却する。

規定例（あらかじめ返却の期限を定めておく場合の一例）

第 条（納入物の返却）

乙は、納入物を平成 年 月 日までに甲に返却する。

規定例（納入物の所有権を依頼者に帰属させる場合の一例）

第 条（納入物の所有権）

納入物の所有権は、対価の完済により、乙に移転する。

報酬

報酬については、後で説明します（ の「対価」(36頁)）。

保証条項

納入された著作物が他人の著作権やプライバシー権等を侵害しているような場合、これを実際に利用する依頼者が、著作権侵害等を理由に権利者から損害賠償等の責任追及を受ける立場になります。このため、著作物の制作委託契約においては、著作者が著作物について他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。

ただし、このような条項を設けただけで、著作権やプライバシー権の侵害の被害者に対しての責任が全くなくなるわけではないので、注意が必要です。

規定例

第 条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

なお、著作権以外に関係することがある権利を列挙したり、クレームへの対処についても規定する場合があります。

規定例（詳細に規定する例）

第 条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、甲は、その責任と負担のもとこれに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけないものとする。

仕事の進め方

成果物の完成までに長期間を要するような場合には、仕事の進捗状況を管理するための条項や、依頼者の指示に関する条項を設けることがあります。

規定例

第 条（遵守事項）

- 1 甲は、乙の企画意図を理解、尊重し、適宜乙の指示に従うものとし、乙は、甲に対し、適宜企画意図に合致させるために作品の修正を求めることができる。但し、甲の作業を不当に遅延させてはならない。
- 2 甲は、乙から要求があったときは、乙に対し、適宜作業の進捗状況その他制作に関する事項を報告しなければならない。

B. 創作された著作物の著作権の帰属やその利用方法を定める部分

著作権法では、現実には作品を創作した人（イラストの場合にはイラストレーター、写真の場合にはカメラマン、文章の場合には執筆者）が著作者となり、その著作者が著作権を持つものと定められています。依頼者が報酬を支払ったからといって、それだけで著作権を取得することにはなりません。

依頼者が作品を利用するためには、著作権者からその利用について了解を得るか、またはその利用に関する著作権を譲り受ける必要があり、これらについて契約書で定めることが必要です。

著作権を誰が持つかを巡って後に争いが生じないように、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

著作者に著作権を残す場合

(ア) 著作権の所在の確認

上記のとおり、後に紛争にならないよう、契約書で著作権の所在を確認しておくことが重要です。

規定例

第 条（権利の帰属）

本著作物の著作権は、甲に帰属する。

(イ) 利用の許諾

著作権が著作者に帰属する場合、依頼者が作品を利用するためには、著作権者である著作者から、著作物の利用に関する了解を得なくてはなりません。

利用する態様は、なるべく具体的にわかりやすく記載してください。

対象著作物が文章の場合の規定例

第 条 甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

- (1) 印刷物における利用
 - ・印刷物の名称：広報
 - ・発行部数：1,000部
 - ・販売期間：平成 年 月 日から1年間
 - ・販売地域：日本国内
 - ・発行日（予定）：平成 年 月 日
- (2) インターネットホームページにおける利用
 - ・サイト名： 社公式サイト
 - ・URL：http://www. .co.jp
 - ・掲載期間：平成 年 月 日から1年間
- (3) 翻訳
 - ・乙は、本著作物を英訳し、上記(1)(2)の各利用をすることができる。

上記の規定例では、販売期間、掲載期間という形で、著作物の利用を了解する期間を規定しましたが、契約全体の「有効期間」を規定する形で期間を定める方法も考えられます。

依頼者がその作品を独占的に利用したい場合（著作権者が依頼者以外の者に対してその作品の利用を了解することを制限したいとき）は、その旨を契約で定めておく必要があります。この点については、第1章1. (2) . . (エ)の「独占的に利用したい場合は、その旨規定する必要があります。」(6頁)の説明を参照してください。

規定例

第 条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、(1)印刷物における複製、販売、(2)インターネットホームページにおける掲載、(3)翻訳、の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

依頼者に著作権を譲渡する場合

著作権は、自由に譲渡することができるため、契約で、依頼者がその作品の著作権を著作者より譲り受けることもできます。

著作権の譲渡を受けると、依頼者としては、その作品を自由に利用できるだけでなく、その作品を他人が利用することも制限できるようになるというメリットがあります。しかし、逆に著作者にとっては、著作権を譲渡してしまうと、その後は、譲渡先の了解を得ない限り、その作品を利用することができなくなりますし、類似の作品を作ることが制約されてしまう（譲渡した著作権を侵害する可能性がある）というデメリットも生じます。著作権を譲渡する契約を結ぶ場合には、このような著作者のデメリットに配慮して、これを調整する規定（たとえば、著作者自身の利用を認める規定や、著作者が類似の作品の創作することを認める規定等）を置くことも一つの方法として考えられます。

その他、著作権を譲渡するに際しては、譲渡する場合の対価の妥当性も含め、当事者間で十分に検討する必要があります。

著作権の譲渡に関しては、第1章1. (2) の「著作権譲渡契約」(8頁)も参照してください。

規定例

第 条（著作権の移転）

本著作物の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、第 条の対価の完済により、乙に移転する。

【留意点】

著作権を譲渡する契約において、二次的著作物を創作する権利（著作権法第27条）および二次的著作物を利用する権利（著作権法第28条）を譲渡の対象として明記しないときは、これらの権利は譲渡の対象としなかったという推定を受けます。

個別の支分権（複製権、譲渡権等）単位で著作権を譲渡することも可能です。この場合、その支分権を譲り受けることで、著作物の利用目的を達することができるかどうかについて慎重に検討する必要があります。

著作者人格権

著作者人格権は譲渡することができません。したがって、その作品の著作権を著作者が持つ場合でも、依頼者に譲渡される場合でも、著作者人格権は著作者が有することになります。

作品の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

(ア) 同一性保持権

無断で作品の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。さらに、以下のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

- ▶ 文章の場合：送り仮名の変更、てにをは等の変更、仮名遣いの変更、改行位置の変更等
- ▶ イラストや写真の場合：サイズの変更、色調の変更、縦横比の変更、一部切除等

そのため、改変する場合には、あらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変することを規定することがあります。

(イ) 氏名表示権

作品を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいかを契約書で定めておくといでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

(ウ) 公表権

著作権法では、著作者に「公表権」が認められています。具体的な公表の時期や方法については、明確にしておくことが大切です。どのタイミングで作品を公表するかについては、利用許諾契約の場合は、契約内容のところで併せて規定することができます。

著作者が、公表時期について、特段の指定をしない場合は、公表については契約書に記載しないことも多いと思われるかもしれませんが、利用者に委ねることを明確にするためその旨を契約書に明記することもあります。

規定例（変更のつど許諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）

第 条

- 1 乙は、本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、次のとおり著作者名を表示する。
- 3 甲乙は、本著作物の公表日を、平成 年 月 日以降とすることを確認する。

規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）

第 条

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することを予め承諾する。但し、乙は、これら改変であっても本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。
- 4 甲乙は、本著作物の公表日を、平成 年 月 日以降とすることを確認する。

対価

著作物を創作してもらう契約における「対価」には、以下の内容が含まれています。

- ▶ 創作作業への対価（作業料）
- ▶ （著作者から著作物の利用の了解を得る場合）著作物の利用許諾の対価
- ▶ （著作者から著作権の譲渡を受ける場合）著作権の譲渡の対価

対価の支払い方法には、第1章1.(2). .(オ)の「使用料の支払いについて規定するようにしましょう。」(7頁)で述べたとおり、様々な方法があります。

振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

対価が著作権の譲渡に対する対価を含む場合、著作権の譲渡に対する対価がいくらかという内訳を明記した方が望ましいといえます。

規定例（一括払い・利用許諾の一例）

第 条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務および本著作物の利用許諾の対価として、金 万円（消費税込み）を、平成 年 月 日までに支払う。

規定例（一括払い・著作権移転の一例）

第 条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物創作業務および本著作物に関する著作権譲渡の対価として、金 万円（消費税別途）を、平成 年 月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。なお、対価の内訳は、以下のとおりとする。

金 万円：本著作物創作業務に対する対価

金 万円：本著作物に関する著作権譲渡の対価

規定例（複合方式・利用許諾の一例）

第 条（対価）

1 乙は、甲に対し、本著作物の創作業務の対価として、金 万円を、平成 年 月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を支払うものとする。

本件書籍の消費税を含まない本体価格（ 円）×発行部数× %

3 前項の対価は、毎年3月末日、9月末日を締め日として、締め日から30日以内に、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

作品が掲載される印刷物を「本件書籍」と定義することを前提としています。

印税方式を採用する場合、正しく印税が計算されているかどうかを受け取る側が確認できるように、帳簿閲覧権等につき規定することがあります。

規定例（帳簿閲覧等に関する規定の一例）

第 条（帳簿閲覧等）

1 乙は、各支払終了後7日以内に、支払額の計算明細書を甲宛に送付しなければならない。

2 乙は、本件著作物に関する会計帳簿その他関係記録につき、甲の請求に応じ、これを乙の営業時間中に限り、甲に閲覧させなければならない。

その他の条項について

その他、契約書には、解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の禁止条項、契約内容の変更方法に関する条項、協議に関する条項、等を置くことがあります。これら条項の説明および条項例は、第1章.2.(3)の「その他契約書に盛り込まれることのある事項」(12頁)をご覧ください。

(3) 契約書例

以下では、原稿の執筆を依頼し、原稿の著作権を執筆者が保有する(依頼者に譲渡しない)ケースを想定します。

契 約 書

【執筆者】(以下、「甲」という。)と、【依頼者】(以下、「乙」という。)とは、原稿執筆業務の委託に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条(委託)

乙は、甲に対し、以下の原稿(以下、「本著作物」という。)の執筆を委託し、甲はこれを受託した。

- (1) 原稿テーマ：「 先生の人柄と業績」
- (2) 原稿分量：8,000字以上10,000字以内

第2条(納入)

1 甲は、乙に対し、本著作物を以下の形式により、平成 年 月末日までに、納入する。

納入形式：テキストファイルをフロッピーディスクに格納し、これを乙に持参する方法

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の規格意図に合致しない場合は、7日以内にその旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

第3条(権利の帰属)

本著作物の著作権は、甲に帰属する。

第4条(利用の許諾)

1 甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

(1) 印刷物における利用

- ・印刷物の名称：広報
- ・発行部数： 部
- ・発行期間：平成 年 月 日(予定)から 年間
- ・発行地域：日本国内

(2) インターネットホームページにおける利用

- ・サイト名： 社公式サイト(URL：http://www. .co.jp)
- ・掲載期間：平成 年 月 日(予定)から 年間

(3) 翻訳

- ・乙は、本著作物を英訳し、上記(1)(2)の利用をすることができる。

2 前項の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、(1)印刷物における複製、頒布(2)インターネットホームページにおける掲載(3)本著作物英訳版の(1)(2)における利用、の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第5条(著作者人格権)

1 甲は、乙が本著作物を改変する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下の通り著作者の表示をしなければならない。

3 甲乙は、本著作物の公表日を、平成 年 月 日以降の乙が選択する日とすることを確認する。

第6条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、甲は、その責任と負担のもと、これに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけないものとする。

第7条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の執筆業務及び本著作物の利用許諾に関する一切の対価として、金 万円（消費税込み）を、平成 年 月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

第8条（解除）

甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、2週間の期間をにおいて違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

第9条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、本著作物の一切の利用を中止し、（1）その保有する第4条第1項1号の印刷物（同3号による翻訳版を含む。）の全てを廃棄するとともに、（2）インターネットホームページから本著作物を削除しなければならない。

第10条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中及び本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第11条（権利義務譲渡等禁止）

甲乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又、担保に供してはならない。

第12条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

第13条（管轄）

本契約により生じた紛争については、 地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。
本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方署名または記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

| | |
|------|---|
| 甲 住所 | |
| 氏名 | 印 |
| | |
| 乙 住所 | |
| 氏名 | 印 |

上記の契約書例は、「著作権契約書作成支援システム」により作成される契約書の案（ひな形）よりも詳細に規定した場合の例です。

4 既存の原稿、イラスト、写真などの利用の際の契約書

(1) 対象

ここでは、既存の原稿（エッセイ、詩、その他文章等）イラスト、写真を利用するに際し、著作権者から利用の了解を得るために締結する契約書式について説明します。

たとえば、広報誌の表紙に既存のイラストを使用したり、既存の文章を雑誌に掲載したりする場合はこのケースに該当します。

なお、前提条件として下記を想定しています。

対象となる作品は、著作権者が創作したオリジナルの作品とします。もし、作品に第三者の権利が関係している場合、創作者の責任において関係者の了解を得るものとします。

著作権者と著作者とが同一人物であることを前提としています。著作権者と著作者が異なる場合（著作者が著作権を第三者に譲渡した場合等）は対象としていません。

利用者は、著作物をそのままの形で利用することを前提としています。利用にあたり、著作物を要約したり、立体化したり、動画化するなどの改変を加えることは、この契約の対象外です。

(2) 契約の内容

利用対象著作物の特定

まずは、どの著作物に関して利用許諾の契約を締結するかをしっかり特定することが重要です。

(ア) 文章の場合

それほど長い文章でない場合は、文章全体を記載した別紙を添付して特定することが一つの方法として考えられます

規定例

第 条

甲および乙は、別紙記載の言語の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

長文の場合、タイトル等で特定することが考えられます。

規定例

第 条

甲および乙は、作品タイトルを『 』とする言語の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

(イ) 写真、イラストの場合

縮小コピーを別紙で添付する等の方法が考えられます。このようにすると、対象とする著作物が明確になります。

規定例

第 条

甲および乙は、別紙添付の写真の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

添付が困難な場合には、タイトル、サイズ、数量等で特定してください。

規定例

第 条

甲および乙は、作品タイトルを『 』とする写真の著作物（カラー写真1枚。以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

利用許諾の範囲の特定

著作物を利用できる範囲をしっかりと特定する必要があります。利用の了解を求める範囲が曖昧な場合には、その範囲をめぐって紛争に発展することがあります。

規定例（文章やイラストや写真を印刷物およびホームページに掲載することを許諾する場合の一例）

第 条 甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

（1）印刷物への複製、頒布における利用

印刷物の名称：広報（以下、「本件印刷物」という。）

最大発行部数：1,000部

販売期間：平成 年 月 日から 年間

販売地域：日本国内

（2）インターネットホームページにおける利用

サイト名： 社公式サイト

サイトURL：http://www. .co.jp

掲載期間：平成 年 月 日から 年間

規定例（イラストや写真を映像作品に使用することを許諾する場合の一例）

第 条 甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

（1）映像作品における利用

作品名：『 』

媒体：DVD

複製本数：100本

販売期間：平成 年 月 日から 年間

販売地域：日本国内

独占的利用許諾契約

その作品を独占的に利用する必要がある場合には、その旨を契約で定めておく必要があります。

規定例（第三者に許諾することを禁止する場合の一例）

第 条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、（１）印刷物における複製、頒布、（２）インターネットホームページにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

規定例（第三者に許諾することを禁止すると共に、著作権者自身の利用も禁止する場合の一例）

第 条（独占的利用許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、（１）印刷物における複製、頒布、（２）インターネットホームページにおける掲載の各形態で本著作物を利用することを許諾してはならず、また、自ら上記各形態で本著作物を利用してはならない。

独占的利用許諾契約についての説明は、第1章1.（2）. . .（エ）の「独占的に利用したい場合は、その旨規定する必要があります。」（6頁）を参照してください。

著作者人格権

作品の利用に関し、著作者人格権の問題が生じる可能性がある場合は、この点を意識した契約書を作成する必要があります。

著作者人格権については、第1章1.（1）. . . の「著作者や実演家は、自分の著作物や実演に関して、人格権を持っています。」（5頁）第1章1.（3）の「著作者人格権および実演家人格権について」（9頁）も参照してください。

（ア）同一性保持権

無断で作品の内容や題号を改変すると同一性保持権の侵害になります。さらに、以下のような改変であっても、同一性保持権の問題が生じる可能性があります。

- ▶ 文章の場合 ：送り仮名の変更、てにをは等の変更、仮名遣いの変更、改行位置の変更等
- ▶ イラストや写真の場合 ：サイズの変更、色調の変更、縦横比の変更、一部切除等

そのため、改変する場合には、あらかじめ著作者の確認を必要とすることを念のために規定したり、一定の場合には著作者の確認なしに改変することを規定することがあります。

（イ）氏名表示権

作品を利用するときには、その著作者名を表示する必要がありますが、あらかじめどのような著作者名を付せばよいかを契約書で定めておくといでしょう。著作者名を付さなくてよい場合には、その旨を契約書に明示しておきましょう。

（ウ）公表権

ここで対象としているのは、既に発表された著作物を利用する契約であるため、公表権の問題は通常生じないと考えられます。

規定例（変更のつど許諾を要し、かつ、氏名表示を要する場合）

第 条（著作者人格権）

- 1 乙が本著作物の内容・表現またはその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。

規定例（一定範囲での変更を認め、かつ、氏名表示を要しない場合）

第 条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することを予め承諾する。但し、乙は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。

保証条項

利用許諾契約の対象著作物が他人の著作権や肖像権、プライバシー権等を侵害しているような場合、利用者は、これらの権利者から利用の差止、損害賠償等の責任追及を受ける可能性があることとなります。このため、利用許諾契約においては、その著作物が他人の権利を侵害していないことを保証する条項を設けることがあります。

規定例

第 条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

なお、保証の対象となる権利を具体的に列挙したり、トラブルへの対処についても規定する場合があります。

規定例

第 条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、甲は、甲の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけないものとする。

著作物の納入方法

写真、イラストを利用する場合、著作権者から素材を借り受ける必要があります。このような場合、著作物の納入方法を契約で定めておく必要があります。

具体的には、素材の受渡し方法、受渡し期限、利用後の返却の要否等を定めます。

規定例（写真をCD-Rに収録して納入し、後日返却不要とする場合の一例）

第 条（納入）

- 1 甲は乙に対し、平成 年 月末日までに、本著作物を収録したCD-R（データは1,051×1,406ピクセル以上のJPEGデータとする。）を乙宛に送付するものとする。
- 2 前項により納入されたCD-Rの所有権は納入時に乙に移転するものとし、返却を要しない。

規定例（写真のネガを納入し、後日返却とする場合の一例）

第 条（納入）

- 1 甲は乙に対し、平成 年 月末日までに、本著作物のネガを乙に引き渡すものとする。
- 2 乙は、前項のネガを、平成 年 月末日までに甲に返却する。

上記の例の他、納入素材の検査に関する条項を設けることもあります。

対価

利用の了解を得たことに対する対価として使用料等を支払う場合には、その金額や支払方法等について明確に定めておくことが求められます。

対価の支払い方法には、第1章.1.(2). .(オ)の「使用料の支払いについて規定するようにしましょう。」(7頁)で述べたとおり、様々な方法があります。なお、振込の場合は、振込手数料を誰が負担するかについても明記するようにしましょう。

規定例（一括払の一例）

第 条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、金 万円（消費税込み）を、平成 年 月末日までに支払う。

規定例（印税方式の一例）

第 条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、以下の算式で算定される金額を、平成 年 月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は乙の負担とする。

本件印刷物の消費税を含まない本体価格 × 発行部数 × %

印税方式の場合、正しく印税が計算されているかどうかを著作権者が確認できるように、利用者の帳簿の閲覧権等について規定することがあります。

規定例

第 条（帳簿閲覧等）

- 1 乙は、各支払い終了後7日以内に、支払額の計算明細書を甲宛に送付しなければならない。
- 2 乙は、本件印刷物に関する会計帳簿その他関係記録につき、甲の請求に応じ、これを乙の営業時間中に限り、甲に閲覧させなければならない。

また、対価が発生しない場合（無償の場合）も、その旨を明記しておいた方が、後日争いが生じないよう防止するには有効です。

規定例

第 条（対価）

甲乙は、本契約に基づく一切の対価は無償であることを相互に確認する。

契約の有効期間

においては、販売期間、掲載期間という形で、著作物の利用を了解する期間を規定しましたが、契約全体の「有効期間」を規定する形で期間を定めることもあります。

規定例

第 条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とする。

契約終了後の在庫等の取扱い

利用許諾期間が終了した時点において利用者が保有する商品等の在庫の取扱いについて契約書に定めることがあります。

ます。利用許諾期間の終了後も在庫品の販売を認めるような場合は、このような規定を設ける必要があります。

規定例（契約終了後、一定期間の販売を許諾する場合の一例）

第 条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、終了後 ヶ月に限り、本件印刷物の本契約終了時における在庫を、第 条の対価を支払うことを条件に引き続き販売することができる。 ヶ月経過後は、その時点における在庫を全て廃棄するものとする。

規定例（即時廃棄を義務付ける一例）

第 条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、本件印刷物を速やかに全て廃棄するものとする。

その他の条項

その他、契約書には、解除に関する条項、秘密保持に関する条項、権利義務の譲渡等禁止条項、契約内容の変更方法に関する条項、協議に関する条項、管轄に関する条項等が置かれる場合があります。これら条項の説明および規定例は、第1章 . 2 . (3) の「その他契約書に盛り込まれることのある事項」(12頁)以降をご参照ください。

(3) 契約書例

以下では、写真の著作物を印刷物に使用することを許諾するケースを想定しています。

著作物利用許諾契約書

写真家（以下、「甲」という。）と、××株式会社（以下、「乙」という。）とは、別紙添付の写真の著作物（以下、「本著作物」という。）の利用許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（利用許諾）

甲は、乙に対し、本著作物を、下記の態様で利用することを許諾する。

[印刷物への複製、頒布による利用]

印刷物の名称：広報（以下、「本件印刷物」という。）

最大発行部数：1,000部

販売地域：日本国内

第2条（独占的許諾）

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、印刷物における複製、頒布の形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第3条（著作者人格権）

- 1 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することに予め承諾する。但し、乙は、これら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 2 乙は、前項以外の改変を行う場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。

第4条（保証）

- 1 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利を侵害しないことを保証する。

- 2 万一、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等がなされた場合、甲は、甲の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとし、乙に対して一切の迷惑をかけないものとする。

第5条（納入）

- 1 甲は乙に対し、平成 年 月末日までに、本著作物を収録したCD-R（データは1,051×1,406ピクセル以上のJPEGデータとする。）を乙宛に送付するものとする。
- 2 前項により納入されたCD-Rの所有権は納入時に乙に移転するものとし、返却を要しない。

第6条（対価）

乙は、甲に対し、本著作物の利用許諾の対価として、金 万円（消費税込み）を、平成 年 月末日までに、別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第7条（期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とする。

第8条（解除）

甲乙は、相手方が本契約に違反した場合、2週間の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。

第9条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、本件印刷物を 全て廃棄するものとする。

第10条（秘密保持）

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の有効期間中および本契約の終了後、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。

第11条（権利義務譲渡等禁止）

甲乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

第12条（契約内容の変更）

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り、効力を生じないものとする。

第13条（管轄）

本契約により生じた紛争については、 地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。
本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方署名または記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

| | | |
|---|----|---|
| 甲 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |
| 乙 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

上記の契約書例は、「著作権契約書作成支援システム」により作成される契約書の案（ひな形）よりも詳細に規定した場合の例です。

5 主催者が利用するイラストなどの公募の際の募集要項

(1) 対象

ここでは、主催者が、シンボルマークデザイン、キャラクターデザイン、標語、歌詞（県歌、市歌、校歌、社歌など）を公募し、その中から作品を一点採用し、利用するための募集要項の書式に関して説明します。

コラム 「募集要項」と「著作権契約」

シンボルマーク等を公募して、その中から作品を一点採用する場合、募集の趣旨からみて、主催者が入選作品をどのように利用しようとしているのかは容易に想像できますし、応募者も承知していることが多いと考えられます。

しかし、最近は、著作権など権利の帰属に関する関心が高まってきていますから、主催者としては、採用作品の著作権の帰属や利用行為について応募者から了解を得る契約をしておくことが適切です。

通常、著作物の利用方法やその条件については、著作者との間で協議をした上で契約書を作成することが多いわけですが、公募で作品を募集する場合には、応募者と個々に契約を交わすよりも、あらかじめ募集要項に利用方法や条件等を明示しておく方が合理的であり、これによって事後の争いが避けられる場合もあります。

主催者が利用するシンボルマーク等の公募の場合、入選作品の著作権の譲渡をあらかじめ募集要項等に示しておき、それを了解した上で応募してもらうようにしておく、後日の利用の都度契約書を取り交わす必要がなくなります。

このように、募集要項は厳密には契約書とはいえませんが、契約書と同様の効果があるものと考えてよいと思われます。

(2) 募集要項の内容

著作権の帰属

採用作品の著作権が誰にあるのかを明確にしておきましょう。

主催者が利用することを前提としたシンボル・マークなどの作品の公募の場合、採用作品の著作権の帰属を明確にしておく必要があります。公募における採用作品の著作権も、原始的には入選者に帰属します。

主催者が、採用作品の著作権の主催者への帰属（移転）を希望する場合には、募集要項にその旨を明記する必要があります（第1章 1.(2) (ア)の「著作物の創作を依頼し、報酬を支払ったとしても、著作権が譲渡されたことにはなりません。」(8頁)参照)。

また、キャラクターデザインを立体化したり、標語を外国語に翻訳したりすることなどが予定されている場合には、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含めて主催者に移転する旨も明記する必要があります（第1章 1.(2) (エ)の「二次的著作物に関する権利を譲渡する場合は、その旨明記する必要があります。」(8頁)参照)。

規定例（採用作品の取扱い）

当選者は採用作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を主催者に移転します。

主催者が採用作品の著作権の主催者への帰属（移転）を希望しない場合、主催者が採用作品を利用できるようにするため、採用作品に関する著作権の入選者から主催者への利用許諾（ライセンス）に関する規定が必要になります。

著作権の利用許諾（ライセンス）に関しては、以下の2点が最も重要なポイントになります。

(ア) 独占・非独占

主催者が採用作品を主催者だけで利用したい場合、入選者と独占的利用許諾契約を結ぶ必要があります（第1章 1.(2) (エ)の「独占的に利用したい場合は、その旨規定する必要があります。」(6頁)参照)。

独占的利用許諾とは、著作権者である入選者が主催者以外の第三者には入選作品の利用許諾を与えることができ

ないというものです。独占でない場合を非独占といいます。

規定例（採用作品の取扱い）

主催者が採用作品を独占的に利用できるものとします。

（イ）利用目的

入選者から利用許諾（ライセンス）を受けたからといって、著作物（採用作品）を全く自由に利用できるわけではありません。主催者（ライセンサー）は、契約で定めた利用方法および条件の範囲内でしか、採用作品を利用することはできません。

主催者は、募集要項に採用作品の利用目的を漏れなく記載する必要があります。

規定例（採用作品の取扱い）

採用作品はテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、パンフレット類、文具類、玩具類など、主催者がイベントの実施、広告宣伝等のために必要と判断する利用目的に利用できるものとします。

コラム 応募作品の著作権の帰属

募集要項の中に「応募作品の著作権は当方に帰属します」という条件が入っている場合がありますが、この場合、採用作品のみならず、落選作品も含めて全ての応募作品の著作権が主催者に帰属することになるのでしょうか。採用作品については、通常、入選者に賞金も授与されますし、主催者の利用もありますから、「著作権譲渡の契約」を結んでいるとの解釈に合理性がありますが、落選作品についてはそうではありません。募集要項に「応募作品の著作権は当方に帰属します」と記載されていても、主催者に著作権が譲渡されるのは入選作品だけと解釈するのが合理的であると考えられます。

ただし、主催者としては応募事業の紹介や記録のために応募作品を利用したい場合があります。応募事業の紹介や記録のために応募作品を利用することは許されているとも考えられますが、無用のトラブルを防止するためには、募集要項に応募作品のこのような利用について明記しておきましょう。

規定例（注意事項）

応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。

採用作品の修正・翻案

採用作品の修正・翻案が予定されている場合には、その旨を明確にしておきましょう。

採用作品を主催者が実際に利用していくには、専門家等による修正が必要な場合があります。採用作品の著作権が主催者に移転されていても、入選者には著作者人格権（同一性保持権）がありますから（第1章 1.(3)(ウ)の「内容等を修正する必要がある場合は著作者からの確認等について取り決めてください。」(9頁)参照) 採用作品の修正が予定されている場合には、募集要項に採用作品の修正に関する応募者の事前了解に関する条件を入れておきましょう。

規定例（注意事項）

当選者は、採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。

採用作品の商標・意匠の出願・登録

採用作品の商標・意匠の出願・登録が予定されている場合には、その旨を明確にしておきましょう。

シンボルマークデザイン、キャラクターデザインなどは、商標・意匠の出願・登録が可能です。著作権と商標権・

意匠権とは全く別の権利ですから、商標・意匠の出願・登録をする可能性がある場合には、商標・意匠の出願・登録について明記しておきましょう。

規定例（注意事項）

当選者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。

応募作品のオリジナル性と第三者の権利

応募作品が応募者のオリジナルのものであり、第三者の権利を侵害するものでないことを明確にしておきましょう。

第三者が創作した作品を応募者が勝手に応募するのは、第三者の権利侵害になるものであり、トラブルになる恐れがあります。また、応募作品がすでにどこかで公表されているものだと、新規性に欠けるなどの問題が生じる恐れがあります。このようなトラブル等を防止するために、募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とすることを明記しておきましょう。

規定例（注意事項）

募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。

また、第三者が著作権を有する著作物や商標権を有するマークなどを一部でも応募作品に利用すると権利侵害となります。応募作品に第三者が著作権を有する著作物や商標権を有するマークなど利用しないようにさせるために、募集要項に第三者の権利を侵害していないことの保証についても明記しておきましょう。

規定例（注意事項）

作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。

著作権譲渡等の対価

採用作品に対して提供される賞金品の内容を明確にしておきましょう。

出版や映画化など、著作物の利用に関する契約では、通常、利用の条件として対価（著作物等の使用料など）の支払いを定める場合が多いわけですが、シンボルマークなどの作品の公募の場合は、対価に代えて、表彰・賞金などの懸賞が行われることが多いと思われますので、その内容について明記しておけばよいでしょう。

規定例（表彰・賞金）

採用作品1点賞金 円

なお、賞金品を受け取ることで、入選者の所得額が増加し、納付すべき所得税の額や翌年の住民税の額が増加することが考えられます。また、所得税法には、配偶者控除をはじめとしたいろいろな控除がありますが、その適用を受けられなくなったり、世帯主の健康保険が使えなくなったりする場合も考えられます。たとえ、少額の賞金品であっても、入選者にその他の一時所得がある場合には、これらの問題が発生する可能性があります。募集要項では、賞金品にかかる税金について最寄りの税務署に相談するよう注意を促しておくべきでしょう。

規定例（注意事項）

当選者は、賞金品等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。

応募作品の返却

応募作品の返却に関する事項を明確にしておきましょう。

応募作品を返却するか否かを明確にする必要があります。返却する場合は、返却期間と返却方法を明確にする必要があります。

その他

その他、募集要項に必要な事項は募集事業の性質や主催者の手続きの必要に応じて工夫してください（募集のテーマ、作品の種類、応募資格、応募作品の規格、募集期間、応募方法、応募先、審査員や選考方法、問い合わせ先など）。また、応募者の個人情報の利用目的を明示しておくことにも留意しましょう。

コラム 民法における「優等懸賞広告」

民法では、「ある行為を行った者に一定の報酬を与えることを広告した場合は、広告した者はその行為を行った者にその報酬を与えなければならない」と規定されており（第529条 懸賞広告）また、「広告に応募期間を定めていた場合に限り、複数の応募者のうち優れた者のみに報酬を与えることができる」と規定されています（第532条 優等懸賞広告）。作品展やコンクールにおいて作品を募集し、その中から優秀作品等に賞品や賞金等が贈られるのはこの規定に基づいています。

募集を行う者は、応募が行われる前であれば募集要項と同様の方法によって募集広告を撤回することができます。ただし、当初の募集要項において、取り消しを行わない旨を表示していた場合には撤回することができません（第530条）。

優等懸賞広告の場合、入選者の判定は、募集要項に定めた判定者（審査員）が行いますが、定めがない場合は広告者（主催者）が行います（第532条第2項）。また、応募者は入選者の判定に異議を述べることはできません。

複数の応募作品が同等と判定された場合、それぞれ平等の割合で報酬を受けることができます（ただし、報酬が分割しにくい性質のものである場合には、抽選によることを募集要項に定めることができます。）（第532条4項）。また、募集の性質上、一定の客観的水準を満たす必要がある場合には、あらかじめその旨を募集要項に表示しておくことにより、応募作品にその水準を満たすものがなかったときに「入選作品なし」とすることができます（第531条3項）。

(3) 募集要項例

以下では、シンボルマークデザインの募集を行うケースを想定します。

募集要項

- 1 主催者
市役所
- 2 作品のテーマ
市の名産であるミカンをモチーフにした親しみやすい市のシンボルマークデザインを公募します。
- 3 作品の種類
シンボルマークデザイン
- 4 作品の規格
用紙：A4版白色用紙
デザインのサイズ：縦横15cmの枠内
色数：4色以内
その他：グラデーションは不可
- 5 応募方法
下記応募先に郵送でご応募ください。応募作品には必ず、応募者の住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号を記載してください。
- 6 応募先
〒 市 係
- 7 募集期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日（消印有効）
- 8 選考方法
デザイナー 氏、 大学教授 氏、 市長による選考委員会により、採用作品1点を選考します。
- 9 表彰・賞金
採用作品1点賞金 円
- 10 採用作品の発表
平成 年 月 日までに、当選者のみに通知します。
- 11 採用作品の取扱い
当選者は採用作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を主催者に移転します。
- 12 採用されなかった作品の取扱い
採用されなかった作品は返却しません。
- 13 注意事項
 - ・募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
 - ・作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
 - ・採用されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。
 - ・応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
 - ・当選者は、採用作品の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。
 - ・当選者は、主催者が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
 - ・当選者は、賞金等に係る税金について最寄りの税務署に相談してください。
 - ・応募にあたりご提供いただいた個人情報は、本要項による入選作品の発表、賞品発送のためのみに使用します。

6 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集の際の募集要項

(1) 対象

ここでは、作品展やコンクールを主催して作品を募集し、優秀作品を選考して表彰したり内容を発表したりするなど、主催者が創作物の発表の場を提供する場合の募集要項の書式に関して説明します。

コラム 「募集要項」と「著作権契約」

作品展やコンクールを主催して作品を募集する場合、募集の趣旨からみて作品を発表する方法があらかじめ想定できる場合もありますが、そのような発表の方法だけでなく、その後の機会にたとえば広報誌への掲載、ホームページでの紹介など様々な方法によることも考えられます。

一般的には、作品展やコンクールに応募する場合、主催者がその作品を多くの人に見せたり配布したりすることは応募者も承知していることが多いと考えられます。しかし、最近は、高品質なコピーやデジタル形式での発信などが容易にできる状況になっており、よい作品であればあるほど無断コピーのおそれがあり、主催者やそれ以外の者がその作品をどのように利用しようとしているのかについて、応募者も把握しておく必要があります。このようなことから、主催者としては、入選作品等の著作権に係る利用行為について応募者から了解を得る契約をしておくことが適切です。

通常、著作物の利用方法やその条件については、著作者との間で協議をした上で契約書を作成することが多いわけですが、作品展やコンクールで作品を募集する場合には、入選作品等の応募者と個々に契約を交わすよりも、あらかじめ募集要項に利用方法や条件等を明示しておく方が合理的であり、これによって事後の紛争が避けられる場合もあります。

つまり、主催者が予定している利用方法をあらかじめ募集要項等に示しておき、それを了解した上で応募してもらうようにしておく、後日の利用の都度契約書を取り交わす必要がなくなり、「著作権を譲り受けなければ利用しにくい」というような問題も生じにくくなります。このように、募集要項は厳密には契約書とはいえませんが、契約書と同様の効果があるものと考えてよいと思われます。

(2) 募集要項の内容

募集要項への記載事項について決まりはありませんが、著作権との関連で注意すべき事項について解説します。

公表の同意

いつ、どのような方法で公表するかを明確にしておきましょう。

著作権法では、応募者（著作者）に「公表権」が認められています（第18条）。

作品展やコンクールに応募する場合には、何らかの方法により公表されることが一般的ですから、公表するかしないかということについて問題となることは少ないと思われますが、具体的な公表の時期や方法については、あらかじめ募集要項において明確にしておくことが大切です（通常、「公表」は「主催者による利用」にあたりますので、その詳細については の「主催者による利用方法」（52頁）を参照してください。）

公表の方法には、著作物の種類により様々な態様が考えられますが、主なケースで見ると著作権法ではそれぞれ次のような権利が関係します（いずれも有償で提供するかどうかを問いません。）

| | |
|----------------------------------|--|
| 雑誌・広報誌等への掲載 「複製」およびその複製物の「譲渡」 | テレビ番組やケーブルテレビ番組での放送等 「公衆送信（放送または有線放送）」 |
| ポスター等への掲載 「複製」およびその複製物の「譲渡」 | ホームページへの掲載（アップロード） 「公衆送信（自動公衆送信または送信可能化）」 |
| ホールや会館等のスクリーン等への投影、映写 「上映」 | ホールや会館等での展示 「展示」 |

なお、「応募作品は未発表のものに限る」というような条件が定められる場合もありますが、これは、主催者の立場によって他のコンクールなどとの重複応募を避けるなどの考えから定められているものと考えられます。

著作者名の表示

ペンネームや雅号等の使用を認める場合にはそれを明示し、実際の公表の際にもそれに従いましょう。

著作権法では、応募者（著作者）に「氏名表示権」が認められており（第19条）自分の作品が公表される際に、その著作者名をどのように表示するかを決定することができます。

作品展やコンクールに応募する場合には、匿名にしてほしいという例は少ないと思われませんが、特定のペンネーム等で表示してほしいという意向があるかもしれませんので、応募者の意向を確認しておくことがよいと思われ（特別の意思表示がなければ、本名で表示して差し支えないでしょう。）

規定例（応募方法）

応募資料には、必ず応募者の住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号を記載してください。また、優秀作品に選ばれて作品が公表される際に、著作者名のペンネームを希望する場合には、そのペンネームも記載してください。

第三者の著作物の利用

応募作品の中に第三者の著作物等を利用することを認めるかどうかについて明確にしておきましょう。

募集する作品の種類によっては、応募作品の中に応募者以外の著作物が用いられる可能性があります。たとえば、ビデオ作品などの場合、映像の背景音楽に既存の楽曲が用いられるとか、既存の小説などをドラマ化するようなケースです。また、作品の中に人の容姿が写っている場合もあり得ます。

このような場合、主催者が で説明するような利用をする際に、応募者以外に、背景音楽として用いられた音楽の著作権者やレコード製作者、原作として用いられた小説の著作権者の了解を得なければならないこととなります（もっとも、著作権の保護期間が満了している場合には、了解を得る必要はありません。）また、人の容姿の場合には著作権とは関係ありませんが、いわゆる「肖像権」の問題として、写っている人の了解を得なければならないことがあります。

規定例

【主催者が、第三者の著作物の利用を認めない場合】

応募作品の中には第三者が著作権等を有している著作物等を利用していないものとします。

このような規定を明記しておいても主催者の責任が免除されるわけではありませんが、応募作品の中の第三者の著作物等をめぐるトラブルを未然に防ぐために配慮しておくことが大切です。

【第三者が著作権等を有している著作物等を一切利用させないとするのが困難な場合】

応募者の責任において、その他人の著作物について著作権者等から応募のための複製の許可を得てください。

応募者が応募のための複製について了解を得た場合でも、主催者がさらに複製、上映、公衆送信等を行う場合には、改めて主催者が第三者（応募作品に含まれている作品の著作権者）から利用の了解を得なければなりませんので、そのために次のような記述を加えておくことが便利です。

許諾を得た著作物等とその著作権者等の連絡先のリストを応募作品に添付してください。

主催者による利用方法

応募作品や入選作品の利用方法やその時期について明確にしておきましょう。

応募者（著作者、著作権者）の了解を得る必要がある著作物の利用方法としては、「複製」、「上演」、「演奏」、「上映」、「公衆送信」、「展示」などが著作権法（第21条～第28条）に定められていますが、著作物の種類に応じ、応募作品や入選作品の発表方法を具体的に表示しておけばよいでしょう。

規定例（優秀作品の発表）

【雑誌、広報誌等に掲載して発表する場合】

月 日発行の『 』に掲載して発表します。

【映像作品などを公衆に見せるために上映して発表する場合】

月 日 時～ 時 ホールにおいて上映します。

【美術や写真の作品を公衆に見せるために展示して発表する場合】

月 日～ 月 日 時～ 時 ホールにおいて展示します。

【インターネット上のホームページに掲載（アップロード）して発表する場合】

月 日～ 月 日 当協会のホームページ（<http://www. .or.jp/>）において掲載します。

上記のような発表の場合のほか、主催者の事業の記録（内部資料）として複製したり、翌年度の催しのPRをするために前年度の作品の一部を利用したりする場合がありますが、厳密にはこれらの利用についても複製等の了解を得なければなりません。そのような利用があらかじめ想定される場合には、一定の範囲の利用について募集要項に記述しておき、あらかじめ包括的な了解を得ておくという方法も考えられます。

規定例（応募作品の著作権）

応募作品のうち優秀作品を、その発表のために必要な利用（複製、上映など）をすること、募集者が本事業を広報するための印刷物やホームページに利用すること、および募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該優秀作品の応募者には了承していただきます。

応募作品や入選作品を翻訳したり、その他の方法により作品の表現を加工したりすることが想定される場合には、あらかじめ「翻訳」「翻案」等を行うことがある旨を規定しておくことも考えられます。なお、翻訳、翻案等を行う場合には、応募者の意に反した改変が行われないように配慮する必要があります。

規定例（応募作品の著作権）

広報の際に優秀作品を要約したり翻訳したりする場合がありますが、その際には当該優秀作品の応募者の確認をとることとします。

表彰・賞品等

応募作品や入選作品の表彰や賞品等について明確にしておきましょう。

応募された創作物を発表するという事は、募集者が他人（応募者）の作品を利用することにあたりますので、募集者は応募者から了解を得る立場になります。出版や映画化など、著作物の利用に関する契約では、通常、利用の条件として対価（著作物の使用料など）の支払いなどを定める場合が多いわけですが、作品展やコンクールにおける作品募集の場合は代えて、表彰、賞品などのような顕彰により対価に替えていることが多いと思われるので、そのような顕彰の内容について明記しておけばよいでしょう。

なお、あらかじめ発表の方法として個別にまたは包括的に明記していない利用方法によって、応募作品や入選作品を利用する場合には、その提供・提示の方法が有償であるか無償であるかを問わず、原則として募集要項とは別途の契約が必要であり、さらに了解の対価についても、賞品や賞金とは別のものとして協議することが必要になります（なお、賞品や賞金については、第2章5.（2）のコラム「民法における「優等懸賞広告」」（49頁）を参照してください。）

著作権の帰属

応募作品や入選作品に係る著作権が誰にあるのかを明確にしておきましょう。

上記の中で、主催者が予定している利用方法を明記しておけば、後日の利用に支障が生じることは少ないと思われますので、特に事情がない限り、主催者に著作権を譲渡させる必要はないと思われます。

規定例（応募作品の著作権）

応募作品の著作権は応募者に帰属するものとします。

なお、著作権の譲渡が必要な場合には、第2章5.(2)の「著作権の帰属」(46頁)を参考にしてください。

コラム 応募作品の著作権の譲渡

何らかの事情により主催者が著作権を有しておくことが必要な場合に、その旨を募集要項において規定しておくことは可能です。しかし、相当な額の賞金があるような場合は別として、表彰と記念品等を授与するのみで著作権を譲渡させる対価が特別に明記されていないような場合には妥当な著作権譲渡契約といえるかどうか疑問です。したがって、著作権の譲渡の対価などを明確にしておくことが必要と考えられます。

なお、著作権を譲渡させる場合において、入選作品の翻訳、翻案等を行った上で利用することに係る権利を含めて譲渡させる場合には、その旨を明記しておく必要があります。

また、仮に主催者が著作権の譲渡を受ける必要があるとしても、落選作品を含めた応募作品すべての著作権を譲渡させる必要があるかどうかについては、主催者が計画している作品の利用方法を踏まえて慎重に検討する必要があります。

応募作品の返却

応募作品の返却に関する事項を明確にしておきましょう。

募集しようとする作品の種類（文書などのようなものか、絵画や彫刻のように原作品にも重要な価値があるものなのか）によって取扱いが異なると考えられますが、応募作品を返却するか否か、また、返却する場合にはいつ、どのような方法で返却するのかについて明らかにしておきましょう。

規定例（応募作品の返却）

応募作品は返却しません。

応募作品については、下記要領で返却します。

返却期間： 年 月 日（曜）～ 年 月 日（曜）

00：00～00：00

返却方法：××まで受け取りにお越しく下さい

自宅宛郵送します など

その他

その他、募集要項に必要な事項は募集事業の性質や主催者の手続きの必要に応じて工夫してください（募集のテーマ、作品の種類、応募資格、応募作品の規格、募集期間、応募方法、応募先、審査員や選考方法、問い合わせ先など）。また、応募者の個人情報の利用目的を明示しておくことにも留意しましょう。

(3) 募集要項例

以下では、ビデオ映像作品の募集を行うケースを想定します。

協会主催 「私の家族」ビデオ募集要項

- 1 募集する作品のテーマ
家族のふれあいをテーマとしたほほえましい作品を募集します。
- 2 作品の種類
ビデオ映像作品（映画の著作物）
作品は未公表のものとし、なお、作品中に他人が著作権等を持つ著作物等（背景音楽など）が含まれる場合には、応募者の責任において、その他人の著作物について著作権者等から応募のための複製の許可を得てください。また、人の肖像等を利用する場合についても同様とします。
- 3 応募資格
平成 年 月 日現在で 市に在住する者（年齢、職業等不問）
- 4 応募作品の規格等
記録的映像のほか、演出を凝らした映像作品でも結構です。
DVD-Rまたはビデオテープに収録したもので、上映（再生）時間15分以内の映像とし、カラー、モノクロは問いません。
- 5 募集期間
平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 6 応募方法
上記期間内に郵送で下記に提出してください。
〒 - 市
協会事業部 ビデオコンクール係あて
締め切りは上記期間最終日の消印有効とします。
応募資料には、必ず応募者の住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号を記載してください。
また、優秀作品に選ばれて作品が公表される際に、作者名のペンネームを希望する場合には、そのペンネームも記載してください。
なお、作品中に他人が著作権を持つ著作物等が含まれる場合には、許諾を得た著作物等とその著作権者等の連絡先のリストを応募資料に添付してください。
- 7 優秀作品の選考
応募作品については、 氏、 氏、 氏による審査委員会の審査に基づき、優秀賞：1編、佳作：数編を選考し、賞状と副賞（優秀賞： 、佳作： ）を授与します。
- 8 優秀作品の発表
入選作品について、平成 年 月 日までに本人に結果を文書で通知するとともに、平成 年 月 日午後 時に ホールにおいて表彰式および上映会を行います。
また、平成 年 月 日午後 時～午後 時に ケーブルテレビにおいて入選作品を有線放送します。
- 9 応募作品の著作権
応募作品の著作権は応募者に帰属するものとします。
ただし、応募作品のうち優秀作品を、その発表のために必要な利用（複製、上映など）をすること、募集者が本事業を広報するための印刷物やホームページに利用すること、および 募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該優秀作品の応募者には了承していただきます（なお、ホームページに掲載する場合にはその期間を限定します。また、広報の際に優秀作品を要約したり翻訳したりする場合がありますが、その際には当該優秀作品の応募者の確認をとることとします）。
- 10 発表後の応募作品の利用
上記8の発表の後、記録や広報以外の目的で、応募作品をビデオ化、放送、その他の方法により有償または無償で利用する場合には、募集者と応募者との間でその条件について協議します。

11 応募作品の返却

応募作品については返却しません。

12 問い合わせ先

協会事業部 ビデオコンクール係

TEL (000) 000-0000

応募にあたりご提供いただいた個人情報は、本要項による入選作品の発表、賞品発送、および第三者（応募作品に含まれている作品の著作権者）の許諾が必要な場合の連絡のためだけに使用します。

誰でもできる著作権契約マニュアル

平成18年3月

編集・発行

文化庁長官官房著作権課

〒100 - 8959

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

電話 代表03 (5253) 4111

ホームページ : <http://www.bunka.go.jp/>